

成年後見制度利用促進における 中核機関の整備と市町村計画策定の推進 欠格条項見直し法について



厚生労働省 社会・援護局地域福祉課成年後見制度利用促進室

成年後見制度利用促進基本計画に係る K P I	
令和元年5月30日	
工程表における記載	KPI（2021年度末の目標）
I 制度の周知	・中核機関（権利擁護センター等を含む）においてパンフレット等による成年後見制度や相談窓口の周知を行っている市区町村数 全1741市区町村（平成30年10月時点 470市区町村） （参考値） ・成年後見制度利用者数（保佐・補助・任意後見割合を含む）
II 市町村計画の策定	・市町村計画を策定した市区町村数 全1741市区町村（平成30年10月時点 60市区町村）
III 利用者がメリットを実感できる制度の運用	・後見人等による意思決定支援の在り方についての指針の策定 ・後見人等向けの意思決定支援研修が実施される都道府県の数 全47都道府県 ・2025年度末までに認知症関連の各種養成研修への意思決定支援に関するプログラム導入 ・厚生労働科学研究「障害者の意思決定支援の効果に関する研究」の研究成果として「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」の活用・理解促進のための研修カリキュラムの策定
IV 地域連携ネットワークづくり	・中核機関（権利擁護センター等を含む）を整備した市区町村数 全1741市区町村（平成30年10月時点 492市区町村） ・中核機関（権利擁護センター等を含む）において後見人候補者を推薦する取組を行っている市区町村数 800市区町村（平成30年10月時点 210市区町村） ・中核機関（権利擁護センター等を含む）において後見人支援の取組（専門職の雇い上げ等により相談や手続支援を実施）を行っている市区町村数 200市区町村（平成30年10月時点 59市区町村） ・協議会等の合議体を設置した市区町村数 全1741市区町村（平成30年10月時点 79市区町村） ・国研修を受講した中核機関職員や市区町村職員等の数 3500人
V 不正防止の徹底と利用しやすい調和	・全預金取扱金融機関（※）の個人預金残高に占める後見制度支援預金又は後見制度支援信託を導入済とする金融機関の個人預金残高の割合 50%以上（平成30年12月末時点 約12%） ※ネットバンク等の店舗窓口において現金を取り扱っていない金融機関及び業域・職域信用組合に係る個人預金残高は除く。
VI 成年被後見人等の医療・介護等に係る意思決定が困難な人への支援等の検討	・医療に係る意思決定が困難な人への円滑な医療・介護等の提供
VII 成年被後見人等の権利制限の措置の見直し	・成年後見等の権利制限に係る法制上の措置の見直し 措置のある法律（190）

成年後見制度関係
資料集ver.4のp.58
に収録

「骨太」「認知症施策推進大綱」における成年後見制度利用促進施策について

○経済財政運営と改革の基本方針2019（令和元年6月21日 閣議決定）

（7）暮らしの安全・安心

⑤ 共助・共生社会づくり

（共生社会づくり）

「認知症施策推進大綱」に基づき、認知症と共生する社会づくりを進める。また、成年後見制度の利用を促進するため、同大綱も踏まえ、中核機関の整備や意思決定支援研修の全国的な実施などの施策を総合的・計画的に推進する。

○認知症施策推進大綱（認知症施策推進関係閣僚会議 令和元年6月18日）

⑨成年後見制度の利用促進

- 全国どの地域に住んでいても、成年後見制度を必要とする人が制度を利用できるよう、「成年後見制度利用促進基本計画」に基づく市町村の中核機関（権利擁護センター等を含む。以下同じ。）の整備や市町村計画の策定を推進する。
- 成年被後見人等の利益や生活の質の向上のための財産利用・身上保護に資する支援ができるよう、成年後見人等に対する意思決定支援の研修の全国的な実施を図る。また、「任意後見」「補助」「保佐」制度の広報・相談体制の強化や、市町村等による市民後見人・親族後見人への専門的バックアップ体制の強化を図る。
- 後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保するために、市町村の取組を支援する。

KPI／目標

○ 成年後見制度の利用促進について(2021年度末)

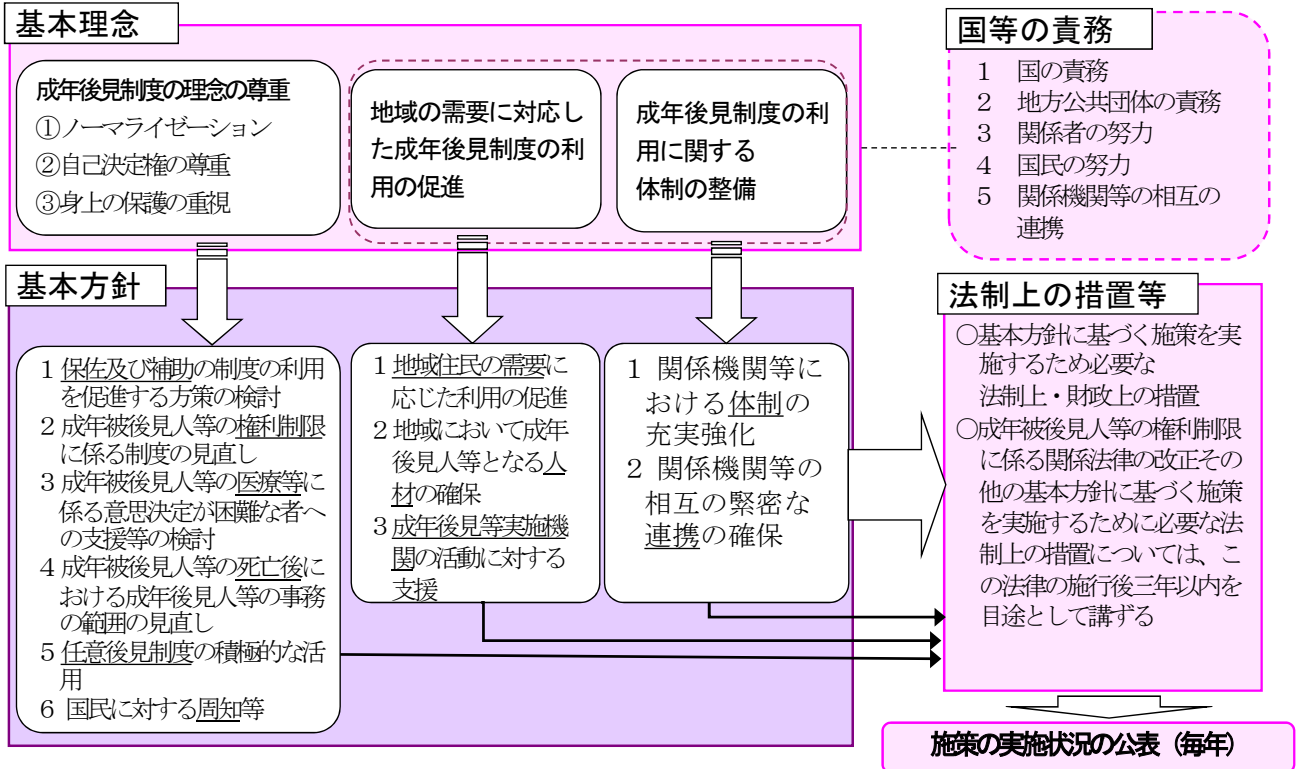
- ・中核機関を整備した市区町村数 全1741市区町村
- ・中核機関においてパンフレット等による成年後見制度や相談窓口の周知を行っている市区町村数 全1741市区町村
- ・中核機関において後見人候補者を推薦する取組を行っている市区町村数 800市区町村
- ・中核機関において後見人支援の取組（専門職の雇い上げ等により相談や手続支援を実施）を行っている市区町村数 200市区町村
- ・協議会等の合議体を設置した市区町村数 全1741市区町村
- ・市町村計画を策定した市区町村数 全1741市区町村
- ・国研修を受講した中核機関職員や市区町村職員等の数 3500人
- ・後見人等向けの意思決定支援研修が実施される都道府県の数 全47都道府県

構成

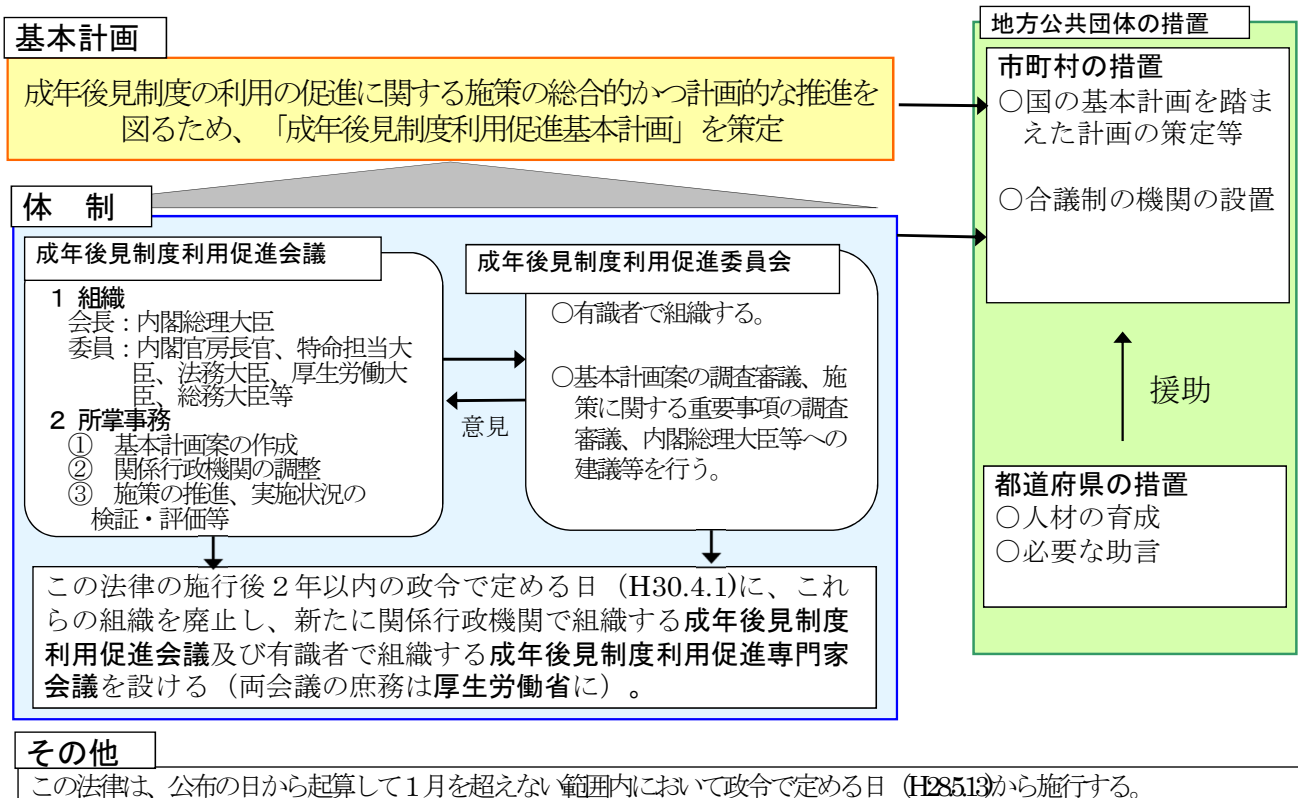
1. 成年後見制度利用促進法と
成年後見制度利用促進基本計画について
2. 中核機関の整備について
3. 市町村計画策定について
4. 欠格条項見直し法について

参考資料

成年後見制度の利用の促進に関する法律① (平成28年4月13日公布、5月13日施行)



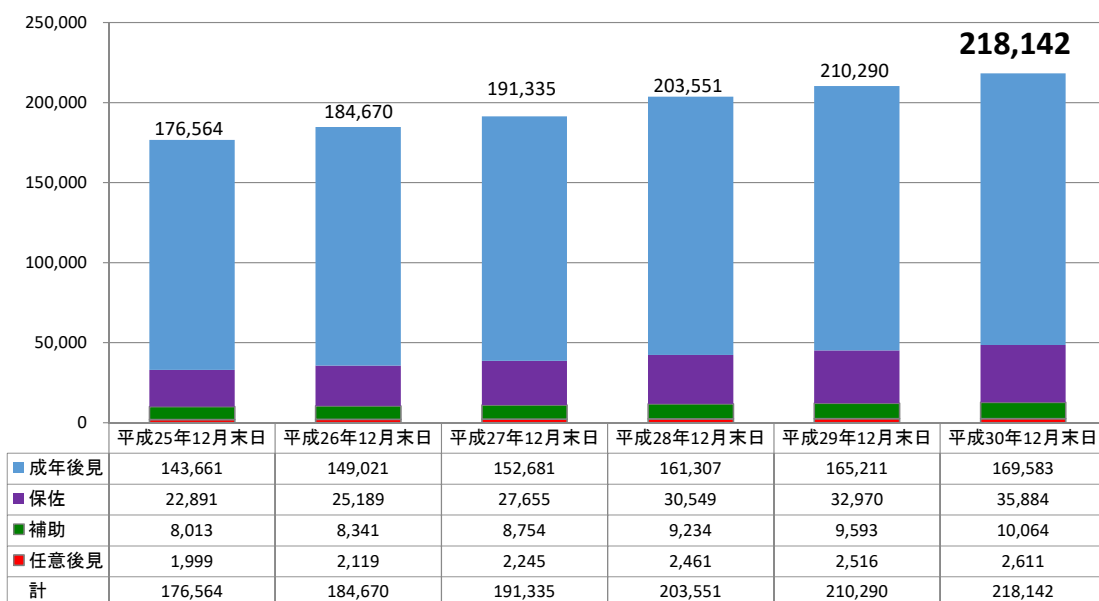
成年後見制度の利用の促進に関する法律② (平成28年4月13日公布、5月13日施行)



成年後見制度の利用者数の推移(平成25年～平成30年)

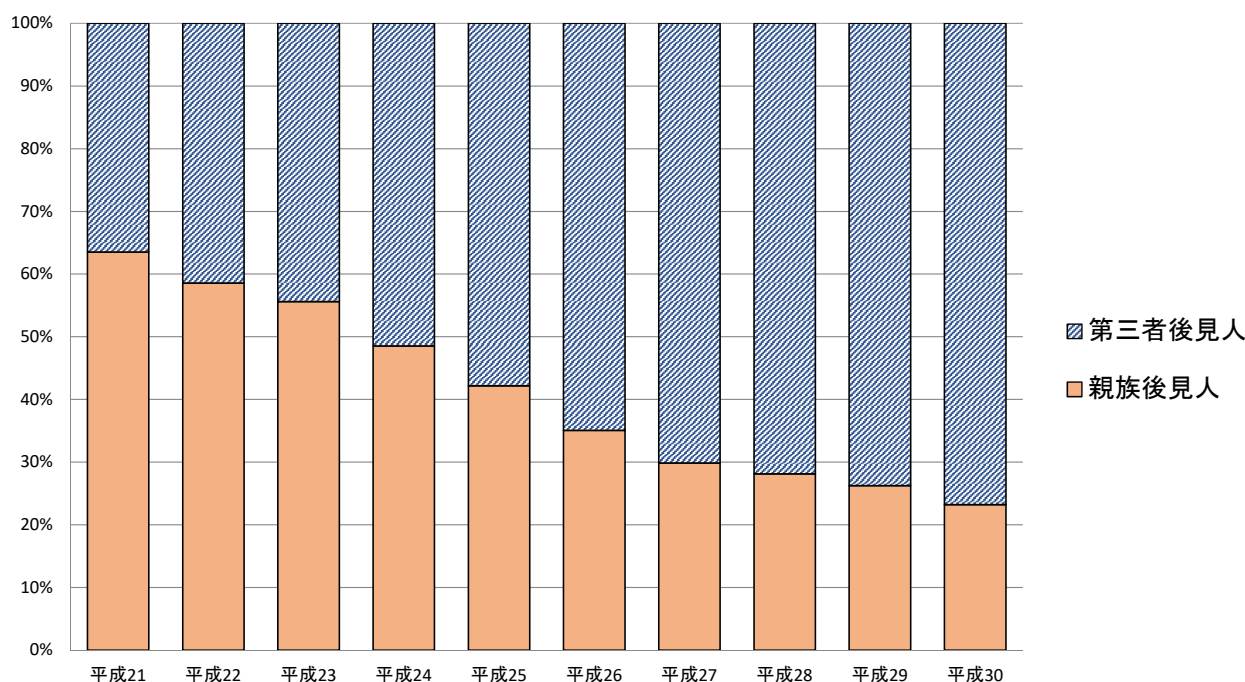
- 成年後見制度の各事件類型における利用者数はいずれも増加傾向にある。
- 平成30年12月末日時点の利用者数については、成年後見の割合が約77.7%、保佐の割合が約16.4%、補助の割合が約4.6%、任意後見の割合が約1.2%となっている。

(単位:人)



親族後見人の割合は低下し 第三者後見人の割合が上昇

成年後見人等と本人との関係: 第三者後見人と親族後見人の割合



成年後見制度の利用に係る費用等について

○成年後見制度の申立てに要する費用

- ・ 申立手数料... 収入印紙800円
(保佐・補助の代理権又は同意権付与の申立てをする場合には各800円を追加)
- ・ 登記手数料... 収入印紙2,600円(任意後見は1,400円)
- ・ 送達・送付費用... 郵便切手3,000円～5,000円程度
- ・ 鑑定費用... 鑑定を実施する場合には5万円～10万円程度(一般的な金額であり、鑑定人により異なる)
※ 平成30年に鑑定を実施したものは全体の約8.3%

○成年後見人の報酬について

家庭裁判所は、後見人及び被後見人の資力その他の事情によって、被後見人の財産の中から、相当な報酬を後見人に与えることができる(民法862条)。

※ 成年後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人、補助監督人及び任意後見監督人についても同様である。

→ 報酬額は裁判官が事案ごとにふさわしい額を決めているが、後見制度の利用者に向けた参考資料として東京家庭裁判所は「成年後見人等の報酬額のめやす」を公表している。

「成年後見人等の報酬額のめやす」(平成25年1月1日付け東京家庭裁判所、東京家庭裁判所立川支部)より抜粋

➤ 基本報酬

月額2万円。ただし、成年後見人が管理する財産額が1,000万円を超え5,000万円以下の場合には月額3万円～4万円、管理する財産額が5,000万円を超える場合には月額5万円～6万円。

➤ 付加報酬

身上監護等に特別困難な事情があった場合には、基本報酬額の50%の範囲内で相当額の報酬を付加する。また、成年後見人が特別な事務を行った場合には、相当額の報酬を付加することがある。

成年後見制度利用促進の必要性と課題

必要性

- 認知症等により判断能力が低下すると、
 - ① 預貯金の引出しをはじめお金の管理ができなくなるおそれ、
 - ② 介護サービスが必要だったり入院が必要でも、契約できなくなるおそれ、
 - ③ 住宅・金融・医療等全般にわたり支障が生じるおそれや、消費者被害や詐欺のターゲットになるおそれもある。
- 今後、認知症高齢者の増加や単独世帯の高齢者の増加が見込まれる中、成年後見制度の利用の必要性が高まっていく
- 一方、成年後見制度を利用されている方は21.8万人

必要な人に制度が利用されていない可能性

指摘された課題

- 社会生活上の大きな支障が生じない限り制度があまり利用されていない
- 後見人による本人の財産の不正使用を防ぐという観点から、親族よりも法律専門職等が後見人に選任されることが多くなっているが、そうしたケースの中には、意思決定支援、身上保護等の福祉的な視点に乏しい運用がある
- 後見人等への支援体制が不十分、福祉的観点から本人の最善の利益を図るために必要な助言を行うことが困難な家庭裁判所が相談対応
- このため、利用者が制度を利用するメリットを実感できていない

成年後見制度利用促進基本計画について

<経緯>

- H28. 5 「成年後見制度の利用の促進に関する法律」施行
- H28. 9 「成年後見制度利用促進会議」(会長:総理)より「成年後見制度利用促進委員会」に意見を求める(基本計画の案に盛り込むべき事項について)
- H29. 1 「委員会」意見取りまとめ
- H29. 1～2 パブリックコメントの実施
- H29. 3 「促進会議」にて「基本計画の案」を作成の上、閣議決定

<計画のポイント>

※計画対象期間:概ね5年を念頭。市町村は国の計画を勘案して市町村計画を策定。

(1) 利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善

- ⇒財産管理のみならず、意思決定支援・身上保護も重視した適切な後見人の選任・交代
- ⇒本人の置かれた生活状況等を踏まえた診断内容について記載できる診断書の在り方の検討

(2) 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

- ⇒①制度の広報②制度利用の相談③制度利用促進(マッチング)④後見人支援等の機能を整備
- ⇒本人を見守る「チーム」、地域の専門職団体の協力体制(「協議会」)、コーディネートを行う「中核機関(センター)」の整備

(3) 不正防止の徹底と利用しやすいさとの調和

- ⇒後見制度支援信託に並立・代替する新たな方策の検討 ※預貯金の払戻しに後見監督人等が関与

成年後見制度利用促進基本計画の概要

基本計画について

- (1) 成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28年法律第29号)に基づき、成年後見制度の利用促進に関する施策の総合的・計画的な推進を図るために策定。
 - (2) 計画の対象期間は概ね5年を念頭(平成29年度～33年度)。
 - (3) 国・地方公共団体・関係団体等は、工程表を踏まえた各施策の段階的・計画的な推進に取り組む。
- ※市町村は国の計画を勘案して市町村計画を策定。

基本的な考え方及び目標等

(1) 今後の施策の基本的な考え方

- ① ノーマライゼーション(個人としての尊厳を重んじ、その尊厳にふさわしい生活を保障する)
- ② 自己決定権の尊重(意思決定支援の重視と自発的意思の尊重)
- ③ 財産管理のみならず、身上保護も重視。

(2) 今後の施策の目標

- ① 利用者がメリットを実感できる制度・運用へ改善を進める。
- ② 全国どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できるよう、各地域において、権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を図る。
- ③ 後見人等による横領等の不正防止を徹底するとともに、利用しやすいさとの調和を図り、安心して成年後見制度を利用できる環境を整備する。
- ④ 成年被後見人等の権利制限に係る措置(欠格条項)を見直す。

(3) 施策の進捗状況の把握・評価等

基本計画に盛り込まれた施策について、国においてその進捗状況を把握・評価し、目標達成のために必要な対応について検討する。

成年後見制度利用促進基本計画の工程表

		29年度	30年度	31年度※	32年度	33年度
I	制度の周知	パンフレット、ポスターなどによる制度周知				
II	市町村計画の策定	国の計画の周知、市町村計画の策定働きかけ、策定状況のフォローアップ				
III	利用者がメリットを実感できる制度の運用 ・適切な後見人等の選任のための検討の促進 ・診断書の在り方等の検討 ・高齢者と障害者の特性に応じた意思決定支援の在り方についての指針の策定等の検討、成果の共有等	適切な後見人等の選任のための検討の促進		新たな運用等の開始、運用状況のフォローアップ		
		診断書の在り方等の検討				
		意思決定支援の在り方についての指針の策定等の検討、成果の共有等				
IV	地域連携ネットワークづくり ・市町村による中核機関の設置 ・地域連携ネットワークの整備に向けた取組の推進	中核機関の設置・運営、地域連携ネットワークの整備				
		相談体制・地域連携ネットワーク構築支援（各地域の取組例の収集・紹介、試行的な取組への支援等）		相談体制の強化、地域連携ネットワークの更なる構築		
V	不正防止の徹底と利用しやすさの調和 ・金融機関における預貯金等管理に係る自主的な取組のための検討の促進等 ・取組の検討状況等を踏まえたより効率的な不正防止の在り方の検討	金融機関における自主的な取組のための検討の促進		取組の検討状況・地域連携ネットワークにおける不正防止効果を踏まえたより効率的な不正防止の在り方の検討		
		専門職団体等による自主的な取組の促進				
VI	成年被後見人等の医療・介護等に係る意思決定が困難な人への支援等の検討	医療・介護等の現場において関係者が対応を行う際に参考となる考え方の整理		参考となる考え方の周知、活用状況を踏まえた改善		
VII	成年被後見人等の権利制限の措置の見直し	成年被後見人等の権利制限の措置について法制上の措置等 目途：平成31年5月まで				

施策の進捗状況については、随時、国において把握・評価し、必要な対応を検討する。

※基本計画の中間年度である平成31年度においては、各施策の進捗状況を踏まえ、個別の課題の整理・検討を行う。

「利用促進」とは？①

○推進し、達成されるべきこと:

判断能力の問題により、自分らしい生活を送るうえで大切なことを決め・主張し・実現できない高齢者・障害者の「権利擁護」と「意思決定支援」

※ 成年後見制度（法定後見、任意後見）は、そのための選択肢・手段

（促進法第1条）この法律は、認知症、知的障害その他の精神上の障害があることにより財産の管理又は日常生活等に支障がある者を社会全体で支え合うことが、高齢社会における喫緊の課題であり、かつ、共生社会の実現に資すること及び成年後見制度がこれらの者を支える重要な手段であるにもかかわらず十分に利用されていないことに鑑み、成年後見制度の利用の促進について、その基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及び基本方針その他の基本となる事項を定めるとともに、成年後見制度利用促進会議及び成年後見制度利用促進委員会を設置すること等により、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

「利用促進」とは？②

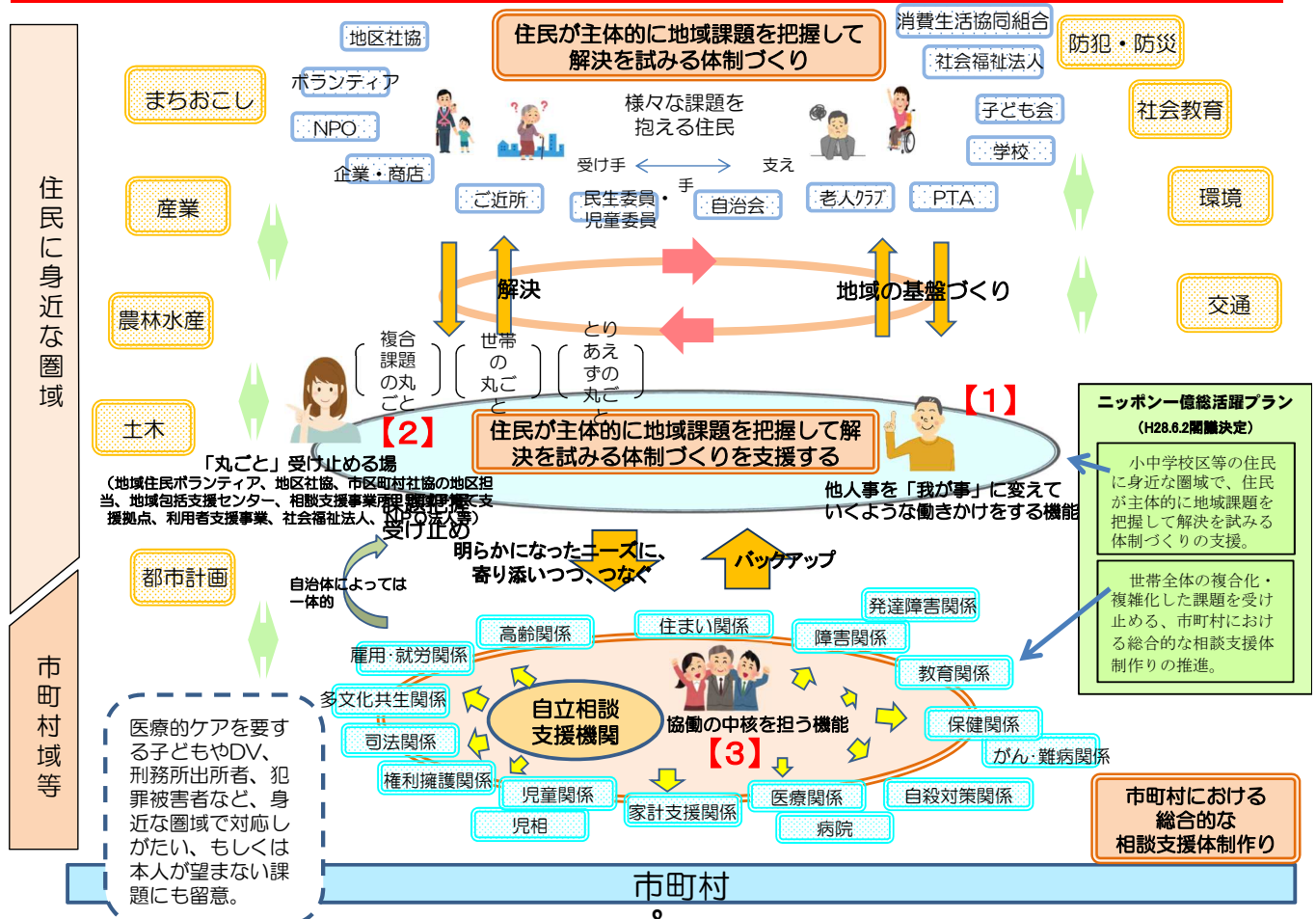
○重視していただきたい視点：

- ・「権利擁護」の光が届かないケースへの対応強化を図るには？
- ・成年後見制度を「利用すべき人が利用できる」ため、また「利用者がメリットを実感できる」ため、地域福祉と自治体がなすべきことは？

○権利擁護支援の「地域連携ネットワーク」が目指すもの：

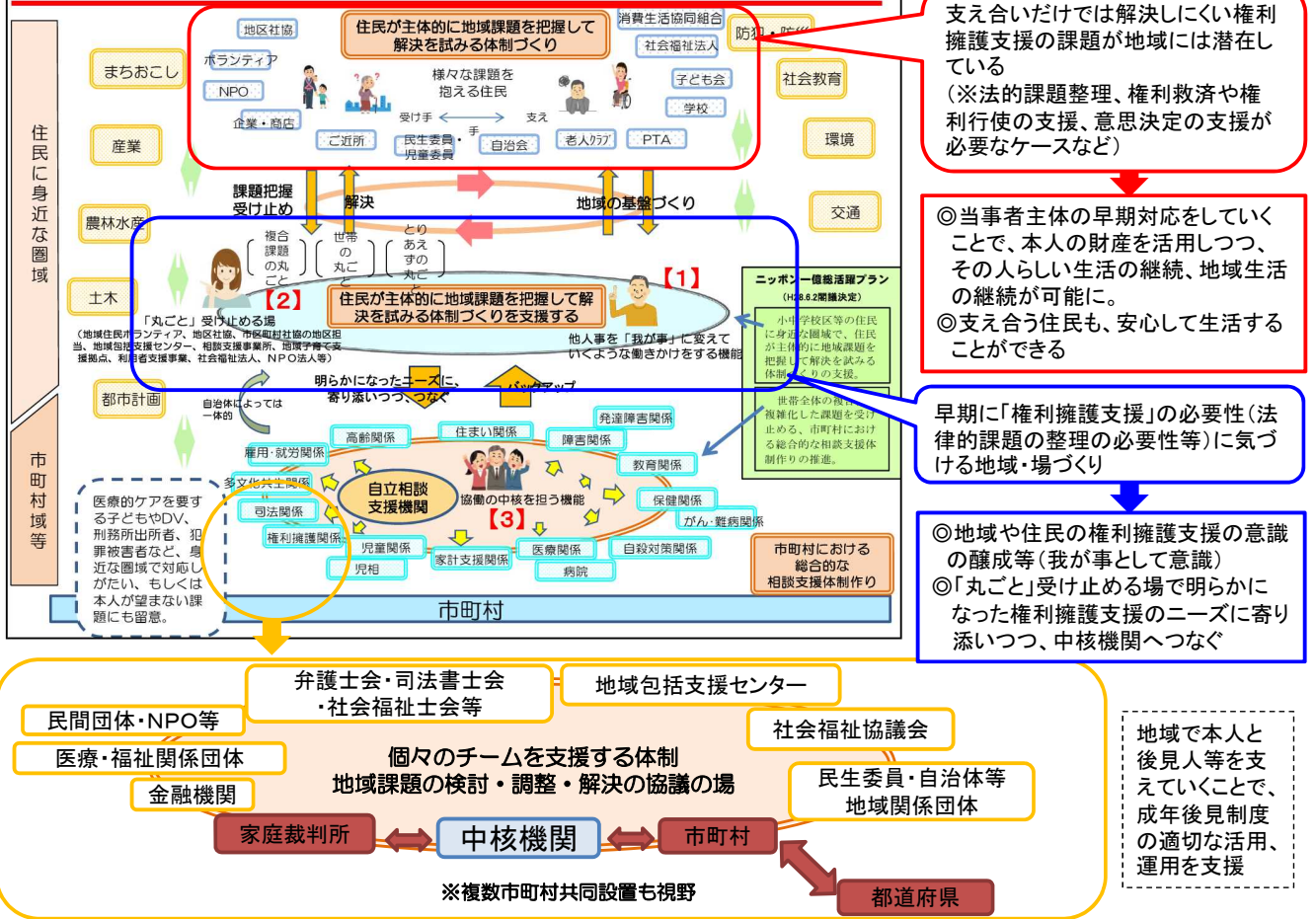
- ・ 発見⇒相談（早期対応から専門相談までのつなぎ）
⇒ニーズの精査
⇒必要な人に必要な支援（見守りであったり、法定後見であったり）が行き届くような地域づくり
- ・ 全国どこに住んでいても、契約取消・代理といった保護が求められる人には、成年後見制度が利用できること
（「基本計画」の「施策目標」に明示）

地域における住民主体の課題解決力強化・包括的な相談支援体制のイメージ



「地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制」と「権利擁護支援の地域連携ネットワーク」

地域における住民主体の課題解決力強化・包括的な相談支援体制のイメージ



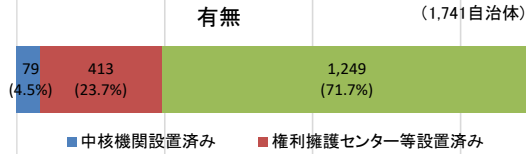
2. 中核機関の整備について

成年後見制度利用促進施策に係る取組状況調査結果（速報値）

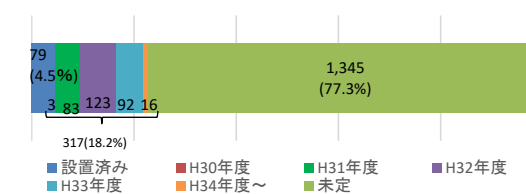
調査概要：全国の市区町村（1,741自治体）及び47都道府県

調査時点：平成30年10月1日（一部の調査項目は平成29年度実績等）

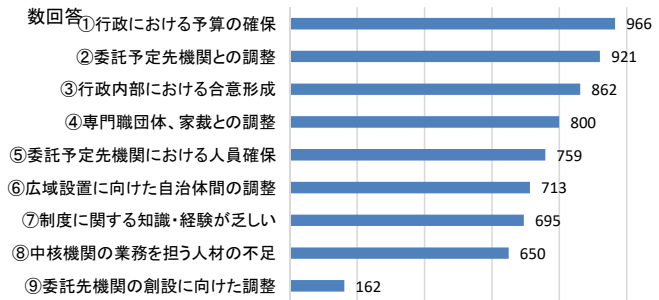
1. 中核機関・権利擁護センター等の設置の有無



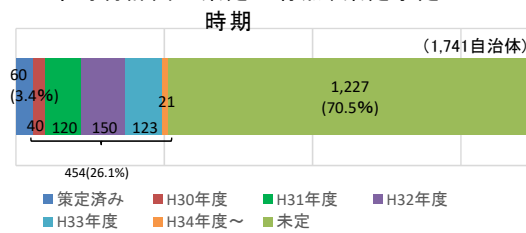
中核機関の設置（予定）時期



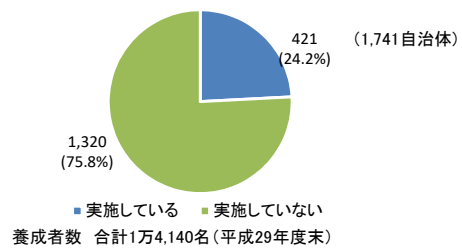
2. 中核機関の設置に向けた主な課題（未設置の1,662自治体）※複数回答



3. 市町村計画の策定の有無、策定予定時期



4. 市民後見人の養成に関する事業の実施の有無



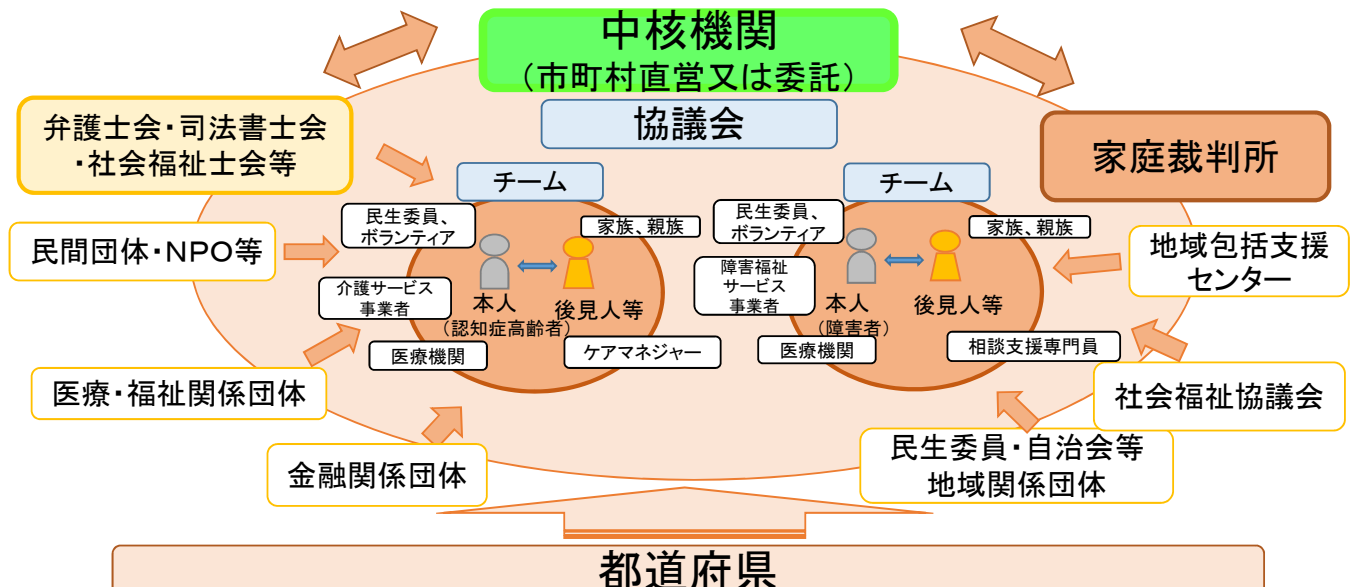
第3回成年後見制度利用促進専門家会議の参考資料5「成年後見制度利用促進施策に係る取組状況調査結果（詳細版）をHPに掲載

地域連携ネットワークとその中核となる機関の整備について

●実務的には、協議会の設置と、地域連携ネットワークの**中核となる機関**の指定等

“権利擁護のセーフティネット”

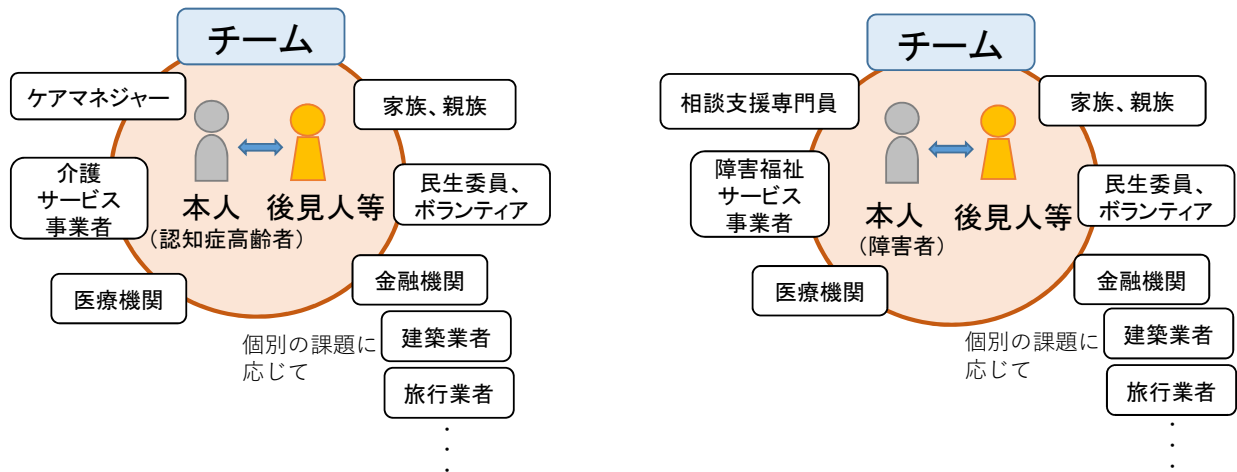
全国どの地域においても成年後見制度の利用が必要な人が制度を利用できるよう、各地域において、権利擁護支援の地域連携ネットワークを構築する。



※協議会…法律・福祉の専門職団体や、司法、福祉、医療、地域、金融等の関係機関が連携体制を強化するための合議体
 ※チーム…本人に身近な親族、福祉・医療・地域等の関係者と後見人が10緒になって日常的に本人の見守りや意思や状況等を継続的に把握。

「チーム」について

- 必ずしも一から作る必要は無く、実際には、ケアマネジャーや相談支援専門員等が作っている既存のチームに後見人が参加するケースも少なくないと考えられる。



内容：本人に身近な親族、福祉・医療、地域等の関係者と後見人が**チーム**となって日常的に本人を見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し必要な対応を行う仕組み

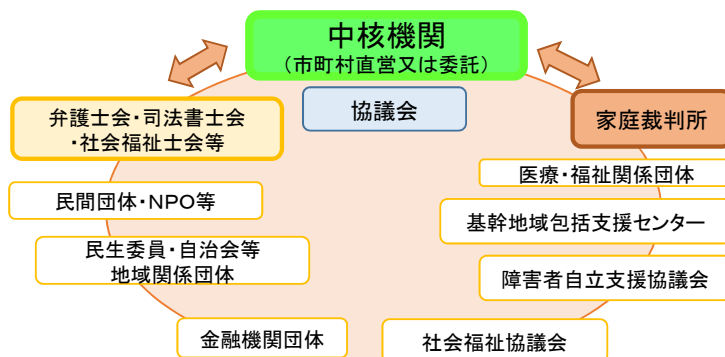
メンバー例：ケアマネジャー、相談支援専門員、生活保護ケースワーカー、保健師、精神保健福祉士、入所先社会福祉施設、入院先医療機関、認知症初期集中支援チーム、認知症疾患医療センター、介護サービス事業所、障害福祉サービス事業所、訪問看護ステーション、家族・親族、民生委員、金融機関、市町村窓口、専門職、建築業者、旅行業者等

エリア：日常生活圏域など

「協議会」について

- 地域ケア会議や障害者自立支援協議会など、他の福祉部門の協議会等の権利擁護版であり、新たに一から構築する必要は必ずしもない。
- 例えば、各地域において取組が進められてきた地域包括ケアシステム関係機関等のネットワークや障害者自立支援協議会のネットワークの一部に、まず連携が必要な家庭裁判所や法律専門職団体等の「司法」との連携を加えていくことも想定される。
- ポイントは、司法も含めた関係者との連携であり、「顔の見える関係」を構築すること。

イメージ



内容：後見等開始の前後を問わず、「チーム」に対し法律・福祉の専門職団体や関係機関が必要な支援を行えるよう、各地域において、専門職団体や関係機関が連携体制を強化し、各専門職団体や各関係機関が自発的に協力する体制作りを進める合議体

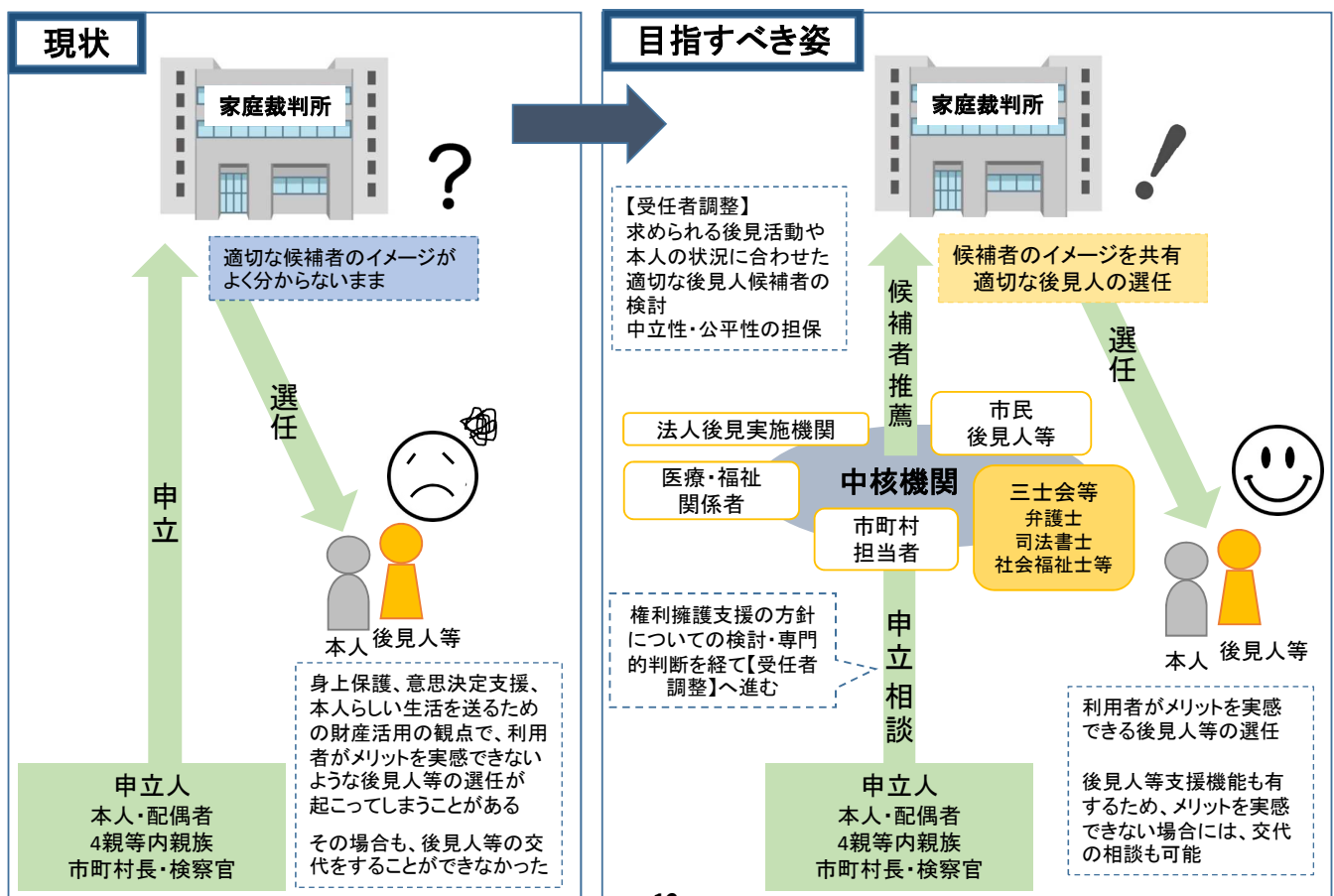
メンバー例：上記の絵は一例。地域の事情を踏まえ適宜選定（例:商工会や警察など）

エリア：自治体圏域～広域圏域 ※ 協議会の設置検討フローは、「中核機関の手引き」P 62に出ています。

地域連携ネットワーク及び中核機関が担うべき具体的機能 (基本計画p.11～p.15)

- ① 広報機能
- ② 相談機能
- ③ 成年後見制度利用促進機能
 - (a)受任者調整(マッチング)等の支援
 - (b)担い手の育成・活動の促進
(市民後見人や法人後見の担い手などの育成・支援)
 - (c)日常生活自立支援事業等関連制度からのスムーズな移行
- ④ 後見人支援機能
- ⑤ 不正防止効果

中核機関に期待されること



「中核機関」について

- 中核機関とは、「地域連携ネットワークの中核となる機関」であり、地域連携ネットワークが、地域の権利擁護（以下の4つの機能）を果たすように主導する役割。また、専門職による専門的助言等の支援を確保する。

【4つの機能】 ①広報、②相談、③制度利用促進（受任者マッチング）、④後見人支援

- 協議会の事務局

中核機関 （市町村直営又は委託）

- ◎ 地域に応じて柔軟に整備していただく観点から、具体的な要件はない。
（いわゆる箱物新設ではない。）
- ◎ 「全国どこに住んでいても権利擁護支援が届くような体制を整える」との観点から、まずは一刻も早く中核機関等の体制整備が急務
「小さく生んで大きく育てる」という考え方。

中核機関整備のための手続き

中核機関整備のための手続きは、明確に定められているものではありませんが、**書面で記録を残しておく**と、**組織として決定したということが明確**になり、実効性を高めることができると考えられます。

例)

- 1) 協定書の締結
- 2) 設置要綱
- 3) 委託仕様書、委託契約書での明記
- 4) 庁内内部決裁
- 5) 市町村計画での記載

市町村成年後見制度利用促進基本計画策定の手引きp.7より引用

社協単独委託型で中核機関を整備(岡山県総社市)

自治体概要

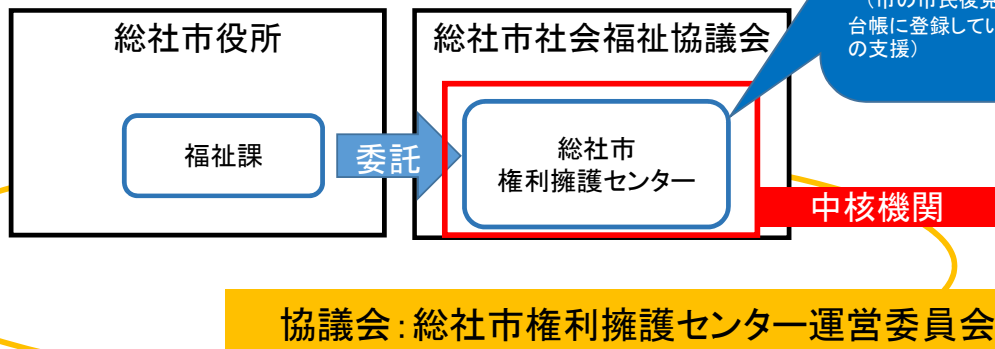
人口 約68,994人
面積 約211.9km²
高齢化率 28.0%



ポイント

- 平成25年より、総社市社会福祉協議会に「総社市権利擁護センター」しえん」を整備。
- 成年後見制度の利用促進、虐待防止、身元保証がなくても入院、入所できるようにする支援等、権利擁護の総合的支援に取り組む。
- 平成31年4月1日、総社市権利擁護センターを中核機関とする。
- 市民後見人を21名養成、18名が名簿登録、15名が選任、活動。
- 総社市社会福祉協議会が、法人後見12件を受任。

- ①広報機能
②相談機能
③利用促進機能
④後見人支援機能
(市の市民後見人登録台帳に登録している方への支援)



社協へのセンター単独委託・市協働型で中核機関を整備(愛知県豊田市)

自治体概要

人口 約420,000人
面積 約918km²
高齢化率 22.6%



認知症サポーター養成講座と合同で実施することで、できるだけ効率的に、金融機関職員向けの啓発の場を確保

ポイント

- 地域共生社会の実現に向けた豊田市の包括的な支援体制の整備の中で、権利擁護支援を担う機能として設置。福祉の総合相談窓口にて地域配置されたコミュニティソーシャルワーカーとも連携。
- 政策的な判断・対応ができる市と、支援の実践と連携を担うセンターが協働することで、中核機関の機能を発揮できるという考え方で整備。
【平成29年度】協議会にて、中核機関について関係者との合意形成
【平成30年度】センター委託仕様書内に「豊田市と共に中核機関としての機能を担う」旨を明記し、中核機関を整備。
【令和2年度】次期地域福祉計画内に位置付ける成年後見制度利用促進計画で、(予定) 中核機関について明記を行う想定で現在策定作業中
- 相談支援(後見人支援含む)の確認や、本人にとってどういった候補者がよいかの検討については、月1回の定例会にて、3専門職を交えて専門的な視点や知識からの判断もできるよう実施。

- ①広報機能
②相談機能
③利用促進機能
④後見人支援機能



制度説明を行うパンフレットは、センター職員が説明しやすい内容や順番にいつでも変更できるよう、センター職員が予算をかけずにパソコンで作成



センター・3専門職・市役所による定例会の様子(家庭裁判所もオブザーバーとして随時参加)

協議会

- ①センター定例会(事例検討)【運営】成年後見支援センター
②豊田市成年後見・法福連携推進協議会(計画策定)【運営】豊田市

市役所内部に新たに人員を配置し、直営センターを整備(埼玉県志木市)

自治体概要

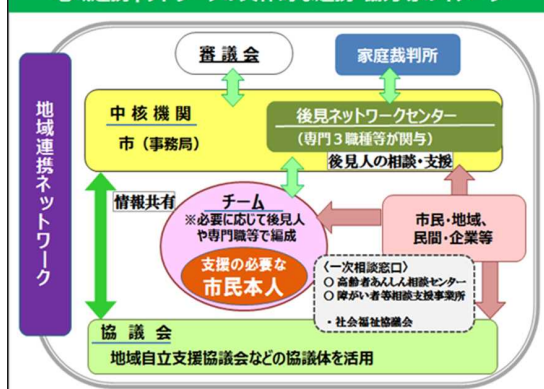
人口 約76,400人
面積 約9.05km²
高齢化率 約24.3%



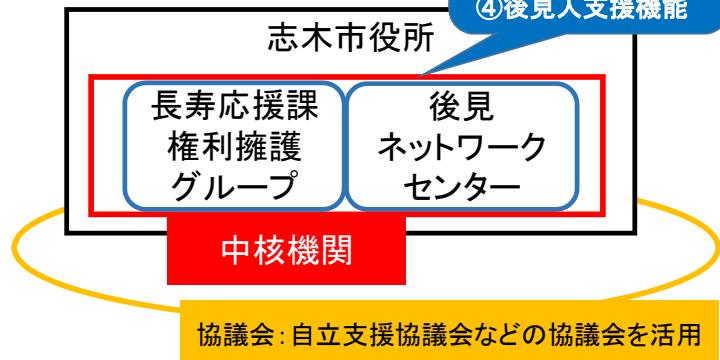
ポイント

- 市庁舎内に直営の後見ネットワークセンターを整備、長寿応援課権利擁護グループと後見ネットワークセンターが中核機関を担う。
- 平成29年4月「志木市成年後見制度利用促進条例」を制定、平成30年4月「志木市成年後見制度利用促進基本計画」を策定、計画に基づき中核機関を整備。
- 高齢者や障がい者、子どもへの後見制度に関する支援を一元的に整備。一次相談窓口として市内の地域包括支援センターや障がい者等相談支援事業所（計10か所）を位置づけ、地域ケア会議等の既存組織を活用し、支援を行っている。
- 市民後見人を平成30年度40名、延べ233名養成、23名が名簿登録。
- 志木市社会福祉協議会が、法人後見13件（後見11件、保佐2件）を受任。

地域連携ネットワークの具体的な連携・協力等のイメージ



- ① 広報機能
- ② 相談機能
- ③ 利用促進機能
- ④ 後見人支援機能



直営地域包括支援センター内部に成年後見センターを整備(新潟県阿賀町)

自治体概要

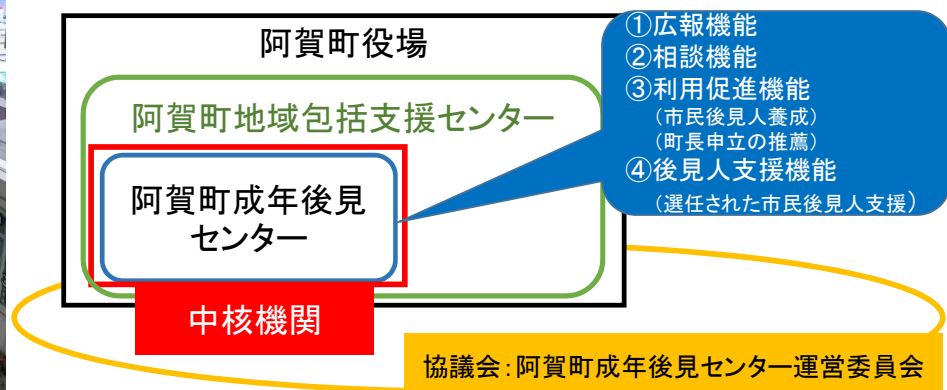
人口 約11,000人
面積 約953km²
高齢化率 46.9%



ポイント

- 直営地域包括支援センター職員8名のうち、3名が成年後見センター職員を兼務。障害福祉分野についても、アウトリーチ機能を活かして実施。
- 町長申立てを検討するプロジェクトを経て、初めての町長申立を実施。その後、成年後見制度勉強会と実態把握調査を経て、阿賀町成年後見センターの整備構想へ。
- 平成28年4月、阿賀町成年後見センター事業実施要綱の告示と、看板の併記(写真)をもって、成年後見センターを整備。
- 平成31年4月、阿賀町成年後見制度利用促進基本計画によって、阿賀町成年後見センターを、中核機関とする。
- 市民後見人を15名養成、6名が名簿登録。
- 阿賀町社会福祉協議会が、法人後見10件（終了案件含む。うち首長申立6件）を受任。

- ① 広報機能
- ② 相談機能
- ③ 利用促進機能
(市民後見人養成)
(町長申立の推薦)
- ④ 後見人支援機能
(選任された市民後見人支援)



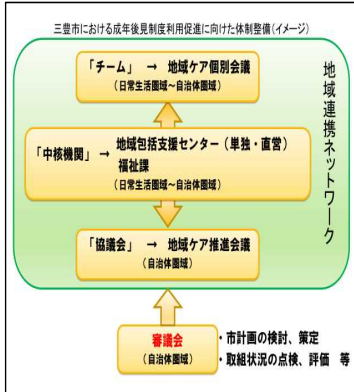
既存の仕組みを活かして機能分散型の中核機関を整備(香川県三豊市)

1.自治体概要

人口 約66,000人
面積 約222.70km²
高齢化率 34.9%

2. ポイント

- 成年後見センター等がない状態で、既存の仕組みを活かし、機能を分散する形で中核機関を整備。
- 審議会の中核機関や成年後見制度利用促進基本計画について審議し、平成31年3月に計画を策定。
- 市長申立の実績がある直営地域包括支援センターを、平成31年4月に中核機関とする。
- 後見人支援機能を市社会福祉協議会、困難事例の受任調整や専門相談を県社会福祉協議会が担当。
- **地域ケア個別会議を「チーム」、地域ケア推進会議を「協議会」とする等、既存の仕組みを活用。**
- 市社会福祉協議会が、法人後見14件を受任。



中核機関

- ① 広報機能
- ② 相談機能
- ④ 後見人支援機能
(チーム支援)

協議会: 地域ケア推進会議

三豊市役所

三豊市
地域包括支援セ
ンター(直営)

三豊市社会福祉協議会

④ 後見人支援機能
(市民後見、親族後見)

① 広報機能
③ 利用促進機能
(受任調整)

香川県社会福祉協議会

内部の権利擁護部署を統合して権利擁護センターを整備(岐阜県関市)

自治体概要

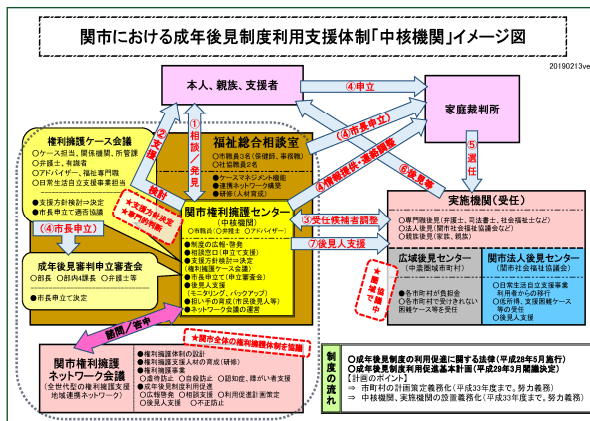
人口 約89,000人
面積 約472km²
高齢化率 約29.2%

ポイント

- 地域共生社会の取組で市の内部で設置した福祉総合相談室(市職員3名、市社協職員2名)に「関市権利擁護センター」を整備し、平成31年3月に中核機関とする。(「関市権利擁護センター事業実施要綱」の市長決裁による)
- 中核機関内に、個別ケースの支援方針を協議決定する「権利擁護ケース会議」を設置した。また、成年後見にとどまらず、虐待防止、自殺防止を含めた市全体(全世代を対象)の権利擁護課題を検討する「権利擁護ネットワーク会議」を整備し「協議会」として位置づけた。
- 関市社会福祉協議会の関市法人後見センターで、法人後見を受任。



関市における成年後見制度利用支援体制「中核機関」イメージ図



関市役所

福祉総合相談室

関市
権利擁護センター

中核機関

協議会: 権利擁護ネットワーク会議

- ① 広報機能
- ② 相談機能
- ※ 受任調整や後見人支援は、今後取り組む予定

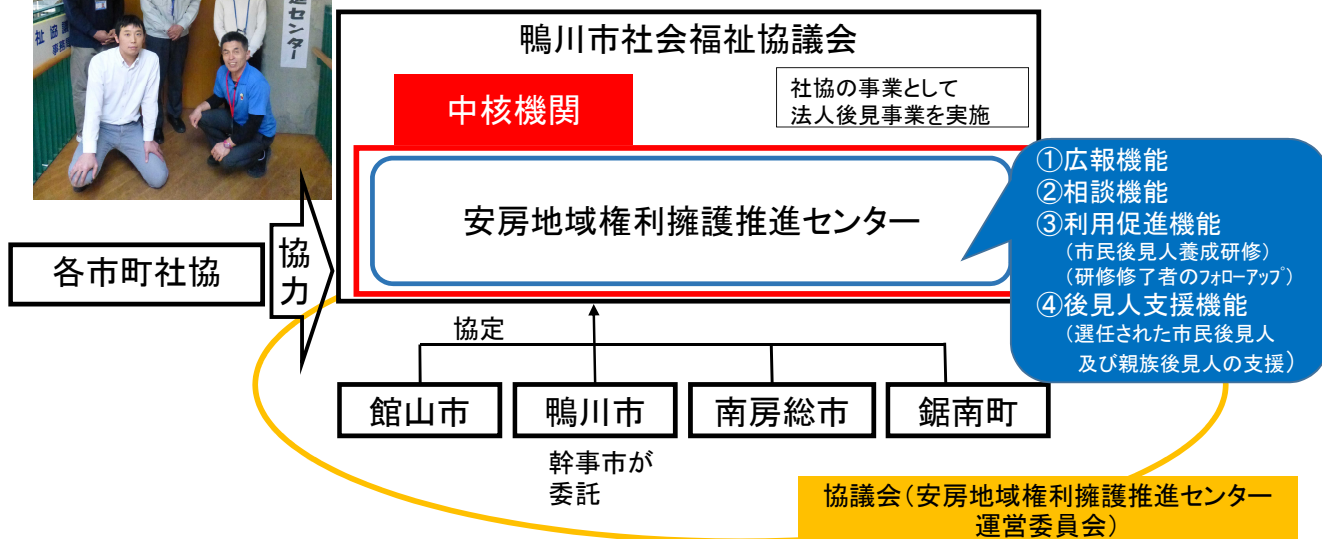
協定と幹事市による委託での広域整備型 安房地域権利擁護推進センター

自治体概要 H31.3.31現在
(館山市・鴨川市・南房総市・鋸南町)
人口 125,205人
面積 576.8km²
高齢化率 41%



ポイント

- 近隣自治体共同で実施していた成年後見制度、首長申立てや虐待等の勉強会が徐々に発展。
- H29、30年度に広域にて市民後見人養成講座を実施。(修了者24名)
- 各自治体の財政負担の軽減や効率的な権利擁護人材の確保、圏域内の専門職数が少ないことなどの課題から、広域での中核機関設置を検討。
- 専門職、各社協、行政が参加するプロジェクトチームを構成。
- 毎月会議を開催し、中核機関のあるべき姿を検討。
- 平成31年4月1日付けの協定と委託契約をもって、中核機関を整備。



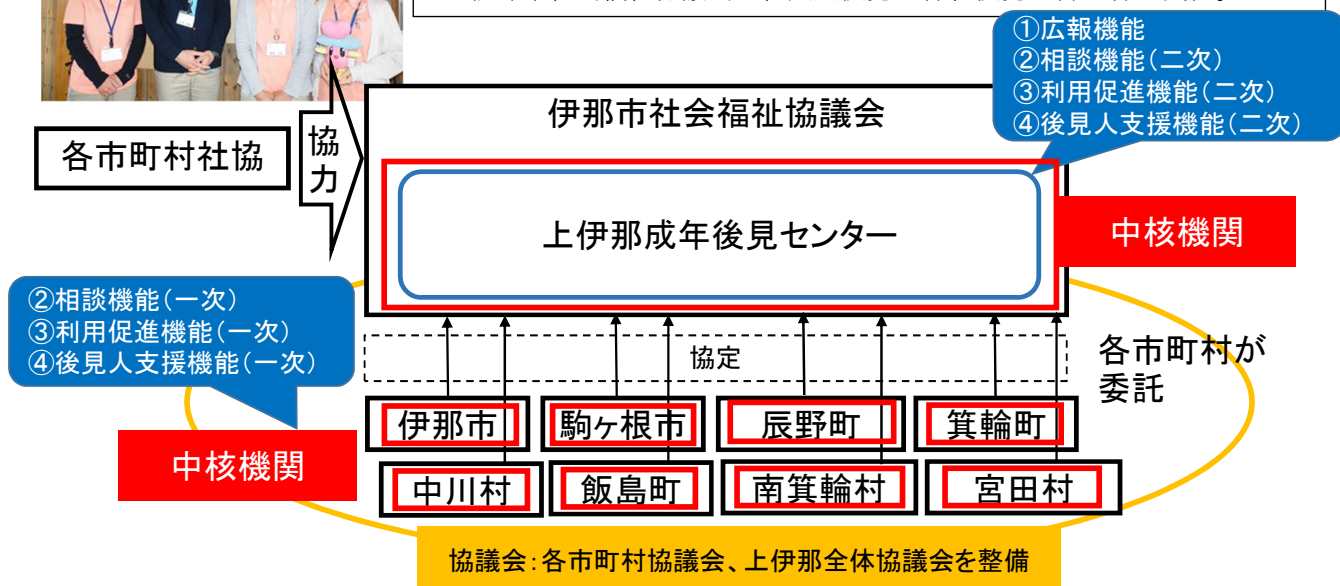
各市町村との協働での広域整備型 上伊那成年後見センター

自治体概要
人口 約181,000人
面積 約1,348km²
高齢化率 30.9%



ポイント

- 8市町村が協定を結んだ上で、それぞれに委託契約を結び伊那市社会福祉協議会に「上伊那成年後見センター」を広域設置。
- 市町村が一次窓口となり、上伊那成年後見センターが二次相談窓口となる。
- 利用促進検討会を経て、**センター運営委員会で決定**し、平成31年4月に中核機関とする。
- 一次窓口と二次窓口両方を中核機関と位置づけ、機能で役割分担。
- 市民後見人を35名養成、9名が活動中(受任件数12件)。
- 伊那市社会福祉協議会が、法人後見87件、後見監督12件を受任。



NPO法人での広域整備型 尾張東部成年後見センター

自治体概要(H31年4月現在)

〔瀬戸市、尾張旭市、豊明市、日進市、
長久手市、東郷町の6市町〕
人口 475,312人
面積 230.14km²
高齢化率 24.1%



ポイント

- 6市町が協定を結んだ上で、幹事市（持ち回り）がNPO法人へ委託して平成23年10月より、「尾張東部成年後見センター」を広域設置。
- 「尾張東部圏域成年後見制度利用促進計画策定委員会設置要綱」（平成30年4月1日より施行）によって設置された「尾張東部圏域成年後見制度利用促進計画策定委員会」が、平成31年3月に日常生活自立支援事業や虐待対応を含む権利擁護支援計画として「尾張東部圏域成年後見制度利用促進計画」を策定。（委員会が広域計画を策定し、令和元年から各市町ごとに行政手続き中（単独計画、地域福祉計画等に包含））
- この計画により平成31年4月より中核機関という位置づけとなり令和元年10月から「尾張東部権利擁護支援センター」と名称を変更する。
- コーディネート機能を重視し、センターによる法人後見は、相談員一人当たりの被後見人等数10人までという目安を設け、各市町における法人後見実施機関の配置を長期的に目指している。

各市町社協

協力

- ① 広報機能
- ② 相談機能
- ③ 利用促進機能
- ④ 後見人支援機能

NPO法人尾張東成年後見センター

中核機関

幹事市が委託
(今年は瀬戸市)

協定



協議会: 尾張東部権利擁護支援センター適正運営委員会
成年後見制度利用促進進行管理推進委員会

都道府県の役割(市町村への広域的支援)

全国どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できるよう、都道府県は管内市町村全体の体制整備推進の主導的な役割を担う。

(中核機関整備・市町村計画策定に向けた支援)

管内市町村の
体制整備状況
の把握

家庭裁判所や県社会福祉協議会、専門職団体等との
打ち合わせ

市町村向け会議の開催等

(管内市町村の取組状況の共有、都道府県全体の取組方針の伝達等)

中核機関整備や市町村計画策定に向けた具体的検討

家裁支部単位での連絡会議
の開催

広域設置が
考えられる
自治体間での
勉強会開催

検討が進まない自治体への
個別の助言・指導

※ 家庭裁判所や社会福祉協議会、専門職団体等と連携
※ 連絡会議への参加等により、検討状況を継続的に把握し、中核機関整備や市町村計画策定に向けた必要な助言等を実施

(その他の広域的支援)

市町村や中核機関
への専門的助言
(家裁や専門職団体との連携を含む)

担い手確保や市町村
職員等の資質向上

市民後
見人の
養成
推進

法人後
見の立
ち上げ
推進

市町村職員や
中核機関職員等
の研修

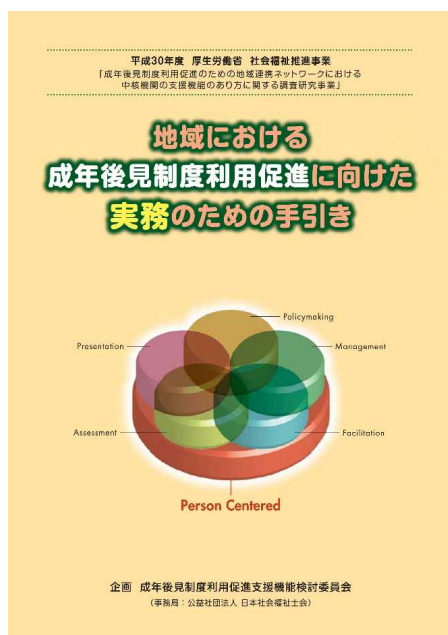
「中核機関整備のための手引き」も参考に



○ 特にこれから体制整備を進める市町村等の参考のため

○ 成年後見制度利用促進の体制整備に関する取組のうち、**中核機関の設置**に重点

実務の手引きも参考に



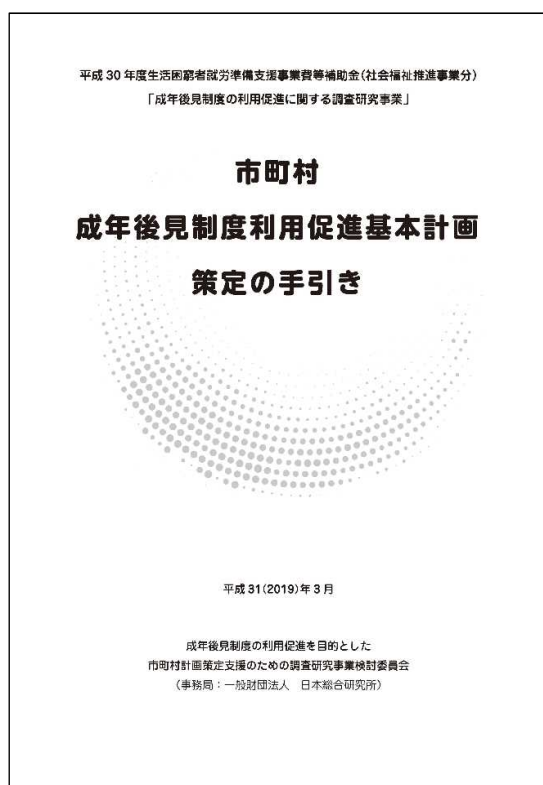
○ 体制整備の手引きで示されている段階ごとに**実務の実践例**を紹介

○ **アセスメント項目**（情報収集・分析項目）の案を、ワークシート形式で提示

○ 本人情報シートとアセスメント項目との関係も解説

3. 市町村計画策定

市町村計画策定の手引き



- 成年後見制度利用促進法第14条第1項に基づく市町村計画策定のための手引き
- 4つの市町村計画の例を掲載して、パターンごとにポイントを説明
- 協議会設置要綱等の参考資料も掲載
- 成年後見制度利用促進室のホームページに掲載

<目次>

I 市町村編

1. 市町村計画策定の趣旨

- (1) 計画策定の法的根拠
- (2) 市町村計画に盛り込むことが望ましい内容
- (3) 権利擁護支援の地域連携ネットワークの中核機関と市町村計画
- (4) 計画策定の意義と効果
- (5) 計画策定の流れ

〔ポイント1〕
4つの市町村計画の例を掲載してポイントを説明

2. 市町村計画策定のパターン

- (1) 市町村計画のパターン
- (2) 成年後見制度利用促進基本計画として単体で策定する場合
- (3) 地域福祉計画等の他の法定計画と一体的に策定する場合

3. 効果的な計画策定のプロセス

- (1) 担当課の決定
- (2) スケジュールの決定
- (3) 現状の確認
- (4) 課題整理
- (5) 計画策定のメンバーの決定
- (6) 市町村計画案の作成
- (7) 意見の聞き取りと反映
- (8) 計画の決定と公表
- (9) 協議会への報告
- (10) 計画の見直し

〔ポイント2〕
市町村計画策定の参考プロセスを整理

〔ポイント3〕
市町村計画見直しの際のポイントを整理

II 都道府県編 III 資料

〔ポイント4〕
都道府県の市町村支援例を掲載

〔ポイント5〕
審議会条例や協議会設置要綱等、参考資料を掲載

市町村計画の法的根拠と国基本計画で示されている内容

成年後見制度利用促進法第14条、国基本計画p.20～21

「国基本計画」で示されている
市町村計画を定めるに当たって
具体的に盛り込むことが望ましい内容

●権利擁護支援の地域連携 ネットワークの以下の役割を実現させる体制整備の方針

- ・権利擁護支援の必要な人の発見・支援
- ・早期の段階からの相談・対応体制の整備
- ・意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築

●地域連携ネットワークの中核機関の設置・運営方針

●地域連携ネットワークおよび中核機関の4つの機能（広報機能、相談機能、成年後見制度利用促進機能、後見人支援機能）の段階的・計画的整備方針

※既存の地域福祉・地域包括ケア・司法とのネットワークといった地域資源の活用や、地域福祉計画など既存の施策との横断的・有機的連携に配慮した内容とする

●「チーム」「協議会」の具体化の方針

●成年後見制度の利用に関する助成制度のあり方

目的

誰もが住み慣れた地域で、地域の人々と支えあいながら、尊厳をもってその人らしい生活を継続することができること

目標

必要な人が、成年後見制度を、本人らしい生活を守るための制度として利用できるように権利擁護支援の地域連携ネットワークを構築

ネットワークの役割

- ・権利擁護支援の必要な人の発見・支援
- ・早期の段階からの相談・対応体制の整備
- ・意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度利用の運用に資する支援体制の構築

具体的な施策等の方針

- ✓ 中核機関の整備・運営の方針
- ✓ 権利擁護支援の地域連携ネットワークおよび中核機関の4つの機能の段階的・計画的な整備
 - ・ 広報機能
 - ・ 相談機能
 - ・ 成年後見制度利用促進機能
 - ・ 後見人支援機能
- ✓ チーム・協議会の具体化の方針
- ✓ 助成制度のあり方

【盛り込むことが望ましい内容】について、さらに具体化

①効果的で着実な推進

- 「権利擁護支援の地域連携ネットワークについての目指すべき姿」を庁内外に対して明らかにすることができる
- 的確にニーズを把握し、計画の見直し年度までに達成する**具体的目標を設定する**ことで、多岐にわたる施策の整合を図り、着実かつ効果的に推進することができる

②段階的整備の担保

- 計画策定のという手法を用いることにより、計画の見直しの際に、次に整備する機能についての具体的目標を設定することができる。
- **一度に全ての機能を整備しなくとも**、段階的な体制整備を担保することができる

③地域連携ネットワークの構築・強化

- 適切なプロセスを経て計画を策定すると、庁内関係部署、地域住民、関係者・関係機関と「目指すべき姿」についての**共通認識を形成**することができる。
- このことにより、関係機関等からの協力が**得られやすくなり**、**迅速な個別対応**を行うことができるようになる。

「市町村計画策定のための手引き」p.9、10

市町村計画の2つのパターン

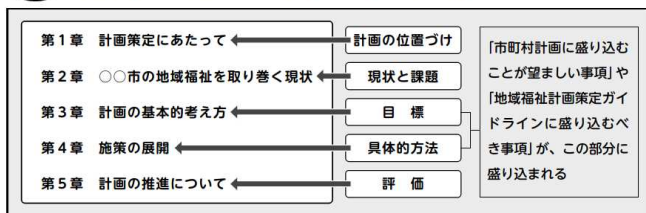
例1 地域福祉計画とは別に部門別計画を策定する場合(地域福祉計画、それぞれの計画を作成する)



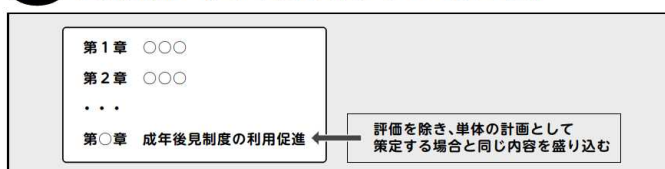
例2 地域福祉計画と一体的に策定する場合(地域福祉計画の中に盛り込む)



例2-1 地域福祉計画と一体的に策定する場合(各章に書き込む場合)



例2-2 地域福祉計画と一体的に策定する場合(1章として設ける場合)



「市町村計画策定のための手引き」p.24

市町村計画の例1 【部門別計画として単体で策定する場合のイメージ】

1 ○○市（区町村）成年後見制度利用促進基本計画の策定の趣旨と位置づけ

2 現状と課題

（1）現状

「市町村計画策定のための手引き」p.36参照

- 成年後見制度利用者数、高齢化率、要支援者数、障害者数、日常生活自立支援事業利用者数、成年後見制度関連施策の実施状況（市町村長申立て数、成年後見制度利用支援事業の実施状況と実績、市民後見人育成・選任状況、法人後見育成・活用状況）などを用いて示すことができる
- 成年後見制度利用ニーズ調査や、成年後見制度の認知度や意識調査等のアンケート調査を実施している場合には、それらを提示することで、施策に取り組む必要性を明示することができる

（2）課題

「市町村計画策定のための手引き」p.40参照

※権利擁護支援の実務を担当している所管、関係者・関係機関とも協議しつつ、今回の計画で解決する課題を示す

3 今後の取組

事項ごとに、取組目標と実現するための具体的方法を合わせて、それぞれを書く方法もある

（1）本計画における取組目標（段階的に整備するものはその旨記載）

※権利擁護支援の地域連携ネットワークの3つの役割の中で、本計画がもっとも重点的に充実させる目標を示す方法も考えられる。目標を定めておくことで、協議会における建設的な検討や合議を示すことができる

（2）中核機関、チーム、協議会についての体制整備の方針について

（3）助成制度について

※成年後見制度利用支援事業等の助成制度について示す。その場合、介護保険計画や障害福祉計画の内容と連動することになる。

4 評価

「市町村計画策定のための手引き」p.56参照

※計画を見直す年度や具体的手法を示す方法が考えられる。例えば「○年度に、【○○市権利擁護支援ネットワーク協議会】等の意見を聞き、計画を見直す」等の記述が考えられる。

「市町村計画策定のための手引き」p.13

手引きに掲載している市町村計画の概要と特徴

①成年後見制度利用促進基本計画として単体で策定した自治体

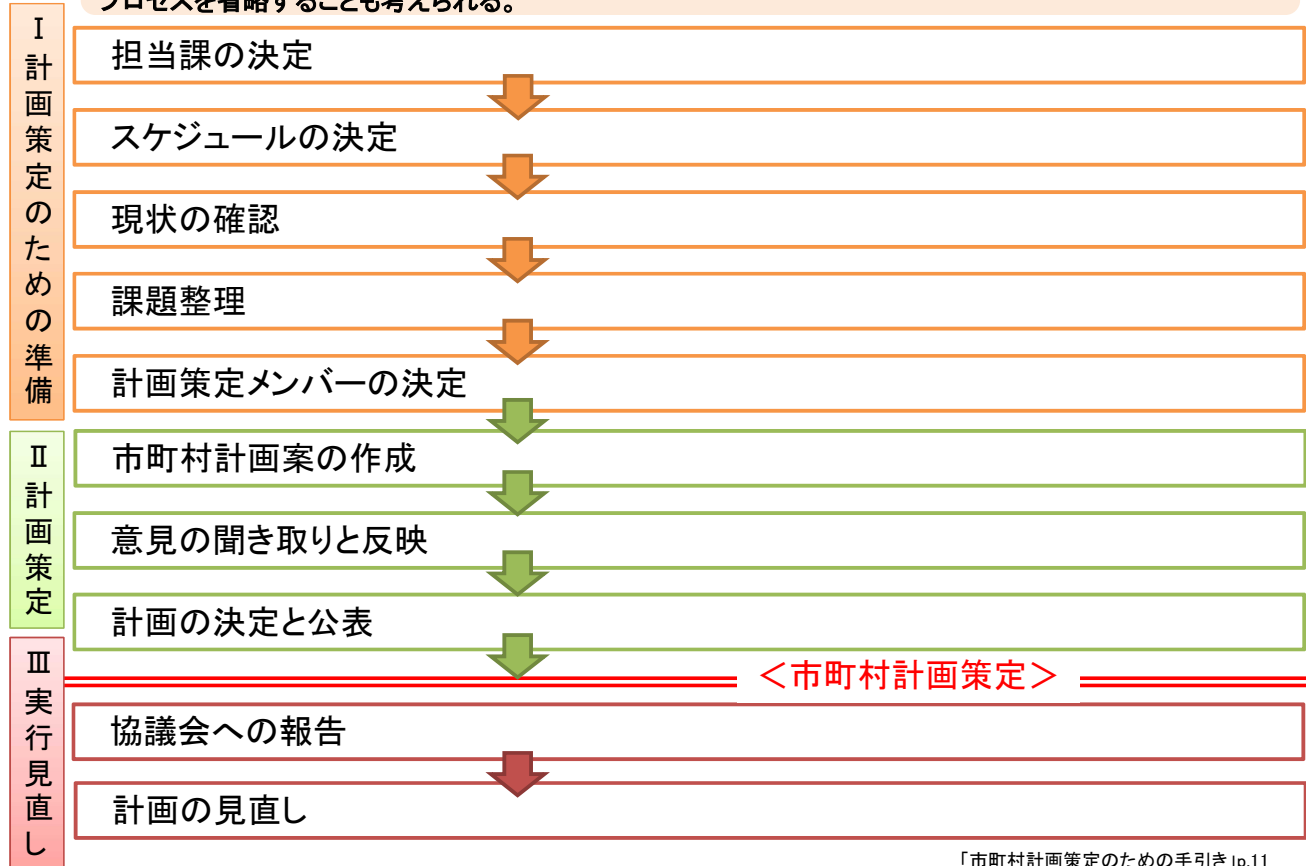
自治体名	自治体区分	人口（高齢化率）	計画期間	特徴
新潟県阿賀町	町村	約11,000人（約47%）	平成30年度～32年度	- 基本的な考え方の明示： - 一成年後見制度の利用支援 - 一地域で安心して暮らし続けられる社会の実現 - 既存の仕組みや体制の活用 - 一成年後見センター運営委員会を活用しての計画策定 - 今後の取組方策の明示 - 一「親族後見人への支援策の検討」を明示 等
香川県三豊市	一般市	約66,000人（約35%）	平成31年度～34年度	- 基本的な考え方の明示： - 一権利擁護支援の地域連携ネットワーク及び中核機関の整備 - 国基本計画の考え方を踏襲しながら、当市における取組方針を明示 - 計画策定の取組体制 - 一条例によって計画を策定、パブリックコメントによる意見聴取 等 - 既存の仕組みや体制の活用 - 一チーム：地域ケア個別会議、協議会：地域ケア推進会議等

②地域福祉計画等の他の計画と一体的に策定した自治体

自治体名	自治体区分	人口（高齢化率）	計画期間	特徴
宮城県女川町	町村	約6,500人（約38%）	平成27年度～31年度	- 基本的な考え方の明示： - 一地域福祉計画の中で、権利擁護事業の推進を明確化
青森県八戸市	中核市	約231,000人（約30%）	- 地域福祉計画：平成28年度～32年度 - 高齢者福祉計画、障害福祉計画：平成30年度～32年度	- 地域福祉計画、高齢者福祉計画、障害福祉計画と一体的に策定、市の総合計画とも連動 - 各計画で基本的な考え方の明示 - 一一人が尊重され誰もが公平に福祉サービスを受けられる体制の充実（地域福祉計画） - 各計画で事業と目標を明示 - 既存の仕組みや体制の活用 - 一市民後見推進協議会→調査審議機関として位置づけ 等

計画策定の流れ

計画策定の流れは必ずしも、以下の順番で進むものではなく、各市町村の実情に応じて、前後することやプロセスを省略すること考えられる。



「市町村計画策定のための手引き」p.11

効果的に計画を策定するためのポイント – I 計画策定のための準備 –

I 計画策定のための準備	計画策定のプロセス	ポイント
	担当課の決定	□ どの課が主担当になったとしても、関連する部署全体で取り組むことになる □ 担当課を中心に最小単位で開始し、順次、関連部署に参画してもらう
	スケジュールの決定	□ おおよその策定期間を定め、逆算して、何をどのタイミングで話し合い、いつまでに準備するかを考える □ 計画策定の手続きについて、どのような方法を選択するのか、他の計画を策定したときの手順やスケジュールも参考にする
	現状の確認	□ 関連する計画等で示されているデータを参考に、権利擁護支援の必要性を量的に把握することができる □ 量的なデータとあわせて、ニーズの質的な特徴を把握すると体制整備の面からも効果的 □ 把握したニーズについて、社会資源や施策の現状など、市町村としての対応状況を確認する
	課題整理	□ 把握したニーズに対する受け皿や、現状の施策の課題を整理する □ 課題とともに、既に対応できていることや、うまく機能していることについても挙げる □ 他の行政計画等で示している「地域の目指す姿」との整合を図ると、計画の実効性を高めることができる
	計画策定メンバーの決定	□ 司法関係者の関与・参画により、法的な観点から計画を確認することができる □ 計画の策定方法によって計画策定メンバーは変わる □ 自治体内の仕組みや、これまでの前例を参考にする

「市町村計画策定のための手引き」p.32～p.43

効果的に計画を策定するためのポイント –Ⅱ 計画策定–

Ⅱ 計画策定	計画策定のプロセス	ポイント
	市町村計画案の作成	□ 全国どの地域においても、必要な人が成年後見制度を利用できるよう、権利擁護支援の地域連携ネットワークを構築することは、誰もが住み慣れた地域で、尊厳をもってその人らしい生活を継続することができる地域共生社会の実現につながるもの □ 具体的な施策を計画として策定することで、関係者の合意形成をはかり、自治体としての方向性を明示することができる
	意見の聞き取りと反映	□ 地域の権利擁護支援について、広く地域住民の理解を得て合意形成を図るため、地域住民から意見を聴くことが重要な計画策定プロセスの一つである □ 認知症当事者団体や障がい当事者団体、家族会等が、計画策定メンバーに入っていない場合、当該団体等から成年後見制度の利用に関係する意見を聞き取り、計画に反映する □ 自治体の条例や要綱に基づく「パブリックコメント」には、一定のルールがあることから、策定期間から逆算して設定する
	計画の決定と公表	□ 策定した計画は、誰でも入手・閲覧できる方法で公表する □ 必要に応じて、説明の場を設けるなど、対象者に合わせて、複数の方法で公表するとより効果的

「市町村計画策定のための手引き」p.44～p.50

成年後見制度利用促進の取組状況を『みんな』でチェックしてみよう

Q. 成年後見制度に関する現在の状況について、チェックしてしてみよう

(次ページに取組方策が記載されていますので、参考してください)

成年後見制度利用の状況	認知症高齢者数、単身高齢者数、高齢者のみ世帯数の増加や潜在的后見ニーズと比較して、専門職後見人等の担い手が少ないと思う。	B
成年後見制度についての相談	権利擁護支援や成年後見制度利用に関する相談がない(少ない)。	A
	成年後見制度に関する相談が、3年前と比べて増えている。	AとB
	成年後見制度を利用している人(の親族を含む)からの相談が増えている。	BとC
市町村長申立て	市町村長申立てをしても、後見人選任までに時間がかかる。	C

※上記はあくまで参考のため整理したものです。利用者数、相談数、市町村長申立て件数が多い・少ないということについて、絶対的な基準があるわけではありません。

チェック結果 (以下の施策に限定するものではありません。あくまで参考にご覧ください)

Aが多かった場合・・・相談窓口の明示と広報から取り組む

Aが多かった自治体は、成年後見制度がよく知られておらず、十分に活用されていない実態があると思われます。相談数が少ないことは、ニーズがないことを示しているのではなく、相談できる窓口が知られていない可能性があります。

Bが多かった場合・・・受け皿の拡大から取り組む

Bが多かった自治体は、成年後見制度を利用したくても、後見人の担い手など、受け皿が不足しているため、利用できない実態があると思われます。必要な人が成年後見制度を利用できるよう、体制整備を図る必要があります。

Cが多かった場合・・・受任者調整と後見人支援から取り組む

Cが多かった自治体は、成年後見制度の利用や市町村長申立てが行われていますが、より本人に寄り添った、利用者がメリットを実感できる制度の運用のための体制整備が求められます。

あなたの回答

Aの数

Bの数

Cの数

() の回答

Aの数

Bの数

Cの数

様々な意見を取り入れるために・・・

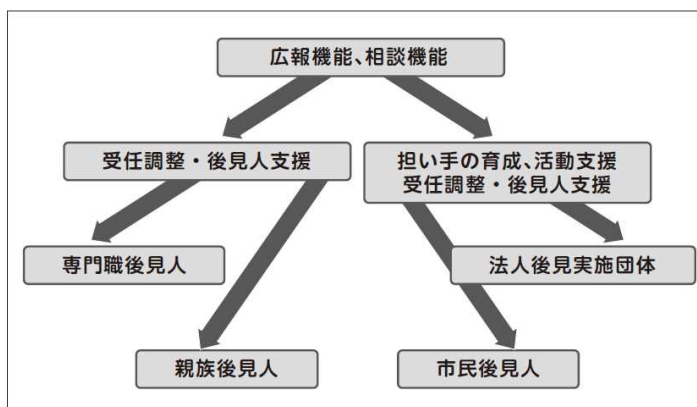
なぜそのような回答になったのか
計画策定メンバーと話し合う
ことで、課題意識を共有することが
できる
→ 根拠データの協議・検討にもつながる

「市町村計画策定のための手引き」p.45、46

効果的に計画を策定するためのポイント –Ⅲ 計画の実行と見直し–

Ⅲ 計画の実行と見直し	計画策定のプロセス	ポイント
	協議会への報告	□ 計画の着実な実行のために、年に1度～2度、計画の進捗状況について報告する □ その際、権利擁護支援の地域連携ネットワーク全体で把握される地域課題や、その解決策について話し合っていくと、多様な対応が選択しやすくなる □ 協議会は、計画策定メンバーや既存の組織を活かすことができる
	計画の見直し	□ 協議会で年度報告を行うことにより、課題意識を共有することができ、計画の見直しにつなげることができる □ 課題とともに、計画を実行したことの実績、成果についても報告し、「できていること」「強み」を活かした見直しを行う

「市町村計画策定のための手引き」p.51～p.62



「市町村計画策定のための手引き」p.56

機能ごとの項目整理（段階的整備となるため、計画見直しの際の項目例として整理）

【広報機能】

大項目	小項目	実施状況
制度についての個別説明	メリット、留意点を含めた説明	
	成年後見制度だけでなく様々な権利擁護支援の仕組みについての説明	
パンフレット	配布した枚数、冊数	
	配布箇所	
	相談するきっかけになっているか	
	研修・相談対応で利用できるものになっているか（制度を説明しやすいか）	
研修会やセミナー	回数	
	受講者数	
	アンケートの結果	
広報（パンフレットや研修・セミナー）の内容	相談するきっかけになっているか	
	研修・相談対応で利用できるものになっているか（制度を説明しやすいか）	
広報の際に連携する各団体	制度の活用が有効なケースなどを具体的に伝える周知啓発	
	法定後見制度の後見類型だけでなく、保佐・補助類型、任意後見を含めた早期利用を念頭にいた内容	
	弁護士会	
	司法書士会	
チームに加わる関係者への広報（パンフレットの配布や研修・セミナー開催）	社会福祉士会	
	その他専門職団体等（ 会）	
	身近な家族・親族	
	市町村の窓口	
	主治医・かかりつけ医	
	介護支援専門員	
	相談支援専門員	
	生活保護ケースワーカー	
	保健師	
	精神保健福祉士	
	入所先社会福祉施設	
	認知症初期集中支援チーム	
	認知症疾患医療センター	
	医療機関	
	金融機関	
	介護サービス事業所	
	障害福祉サービス事業所	
	訪問看護ステーション	
	民生委員・児童委員	
	自治会	

【相談機能】

大項目	小項目	実施状況
多様な相談者	早期の相談（後見類型以外（保佐、補助）の相談が入っているか）	
	早期の相談（首長申立て以外（本人や家族等、任意後見）の相談が入っているか）	
	相談者の属性（どの所属からの相談か）	
	相談者の所属地域（相談が入ってこない地域があるか）	
	親族からの相談が入っているか	
情報の集約	相談者からの情報以外にも、内容に応じて本人や関係機関から情報収集できているか	
	必要に応じてケース会議への出席、ケース会議の招集等によって、情報を集約できているか	
後見等ニーズの精査	判断能力不十分な本人のニーズを分析した上での相談対応（成年後見制度以外の対応があるか）（ニーズを解決できる機関、あるいは継続して関わる機関につなげて、相談を終了することができているか）	
	成年後見制度以外の権利擁護支援の対応の検討・説明	
	必要に応じた専門職からの助言の確保	
	補助・保佐の活用を考慮した対応	
必要な見守り体制	必要なつなぎ先と連携がとれているか（連携が困難な関係機関はないか）	
	地域包括支援センターとの連携	
	相談支援事業所との連携	
	民生委員・児童委員、自治会との連携	
	その他、見守りをしている機関との連携	

「市町村計画策定のための手引き」p.57、58

機能ごとの項目整理（段階的整備となるため、計画見直しの際の項目例として整理）

【成年後見制度利用促進機能】

〔担い手の育成・活動の促進〕

大項目	小項目	実施状況
市民後見人の 研修・育成・ 活用	都道府県・市町村と関係機関（法人後見実施機関、専門職団体、家庭裁判所）等の連携による研修・育成	
	修了者が実務経験を重ねる取組（法人後見業務、見守り業務、日常生活自立支援事業の支援員業務など）	
	市民後見人選任後の継続的支援体制の整備	
	市民後見人養成カリキュラムについての家庭裁判所への説明	
	継続的支援体制についての家庭裁判所への説明	
	選任以外の活躍の場の提供	
市民後見人の 受任調整	市民後見人が行うのにふさわしい事案の整理	
	市民後見人候補者へのアドバイス	
	市民後見人候補者名簿の作成	
法人後見の担 い手の育成・ 活動支援	法人後見実施機関の育成・活動支援	
	障害分野で活用できる法人後見実施機関（社会福祉協議会、市民後見人研修修了者、親の会等を母体とするNPO法人等）の育成・活用	
	後見監督等による利益相反等への対応を含めた透明性の確保	

〔受任者調整（マッチング）等の支援〕

大項目	小項目	実施状況
専門職後見人 候補者の推薦	専門職団体（弁護士会、司法書士会、社会福祉士会等）に対しての後見人候補者名簿の整備を依頼	
	市民後見人が行うのにふさわしい事案の整理	
	市民後見人候補者へのアドバイス	
市民後見人の 受任調整 （再掲）	市民後見人候補者名簿の作成	
	後見人になるにふさわしい親族後見人候補者への助言、専門職へのつなぎ	
	親族後見人選任後の継続的支援体制	
親族後見人が 受任できるた めの支援	親族後見人への継続的支援体制についての家庭裁判所への説明	
	家庭裁判所との連携	
家庭裁判所との 連携	後見人候補者の的確な推薦や後見人への支援を行うことができるための、連携体制の整備	

〔日常生活自立支援事業当関連制度からのスムーズな移行〕

大項目	小項目	実施状況
関連制度から のスムーズな 移行	日常生活自立支援事業等関連制度から成年後見制度へ移行することが望ましいケースを検討する体制の整備	
	生活保護受給者を含む低所得者等が後見等開始の審判の請求が適切に行われる体制の整備（成年後見制度利用支援事業の更なる活用）	

「市町村計画策定のための手引き」p.59、60

機能ごとの項目整理（段階的整備となるため、計画見直しの際の項目例として整理）

【後見人支援機能】

大項目	小項目	実施状況
日常的な相談	市民後見人からの日常的な相談に応じる体制整備	
	親族後見人等からの日常的な相談に応じる体制整備 → 不正防止効果にもつながる	
意思決定支 援、身上保護 を重視した 後見活動が 円滑に行わ れるための 後見人支援	法的な権限をもつ後見人と、本人に身近な親族、福祉、医療、地域等の関係者がチームとなって日常的に本人を見守り、本人の状況を継続的に把握し適切に対応する体制の整備	※都道府県単位、家庭裁判所単位での権利擁護支援ネットワークの機能にも、なるものと思われる。
	後見人支援のために専門的知見が必要であると判断された場合に、法律・福祉の専門職がケース会議開催等によって本人を支援することができるよう、専門職団体の協力が得られるための体制整備	
	財産保全を最優先とした硬直的な運用ではなく、本人の生活状況等に応じた財産の積極的活用等の適切・柔軟な運用を保障するための体制整備	
チームに加わ る関係者への 研修 （意思決定支 援、身上保護 を重視した後 見活動が円滑 に行われるた めの後見人支 援についての 研修）	介護支援専門員	
	相談支援専門員	
	生活保護ケースワーカー	
	保健師	
	精神保健福祉士	
	入所先社会福祉施設	
	認知症初期集中支援チーム	
	認知症疾患医療センター	
	介護サービス事業所	
	障害福祉サービス事業所	
家庭裁判所 との連携	訪問看護ステーション	
	民生委員	
	市町村窓口	
	専門職	
移行型任意後 見契約の発効 の必要性への 支援	本人の福祉・生活の質の向上の観点から、本人と後見人との関係がうまくいかなっている場合や、ほかの支援体制への切り替えが望ましいと考えられる場合の、新たな後見人候補者推薦等や、家庭裁判所との連絡調整	
	任意後見監督人選任の申立てが必要な状態になっている移行型任意後見契約の存在を発見した場合の支援（必要に応じて、ケース会議等を開催し専門職団体の協力を得る）	

【不正防止効果】

大項目	小項目	実施状況
チームによる 見守りにおけ る不正防止 の視点	親族後見人等の経済的虐待や横領等の不正行為の兆候の早期の把握（チームメンバーが、不正があるかもしれないと感じた時に、どこに知らせればいいか知っている）	

「市町村計画策定のための手引き」p. 61、62

よくあるQ&Aなど ニュースレター発行しています

1. 中核機関とは何ですか？[第1号]
2. 今ある「成年後見センター」を、中核機関と判断してもいいですか？[第2号]
3. 広報・啓発のポイントは何か？[第3号]
4. 中核機関を「直営か委託」とするのはなぜですか？[第6号]
5. 中核機関を広域で設置する場合は、どうしたらよいですか？[第6号]
6. 受任調整と言われても・・・[第6号]
7. 法人後見の運営の方法について[第6号]
8. 計画策定と中核機関設置はどちらが先ですか？[第6号]
9. 中核機関設置、市町村計画策定のための「調査」って？[第7号]
10. 成年後見制度の利用促進関連施策のなかで、日常生活自立支援事業の今後の見通しは？[第7号]
11. 親族後見人や専門職後見人への支援の方法で何かよいアイディアはないか？[第7号]
12. 家裁との連携で悩んでいます。[第7号]
13. 中核機関に市町村長申立の事務委託ができますか？[第8号]
14. どの時点で中核機関を設置していると判断したらいいのでしょうか？[第11号]
15. 法人後見を受任している法人が受任調整を行う中核機関を担ってはいけないのでしょうか？[第12号]
16. 成年後見制度のニーズがありません。[第14号]
17. 中核機関の設置について要請する通知は発出されていますか？[第15号]



都道府県を通じて市町村担当所管にメール配信しているほか、ホームページ上にもアップしています。令和元年7月5日現在、第17号まで発行中です。



4. 欠格条項見直し法

成年被後見人等に係る欠格条項の見直し

- ★ 令和元年6月14日、成年被後見人等に係る欠格条項を見直す法律が公布
 - ⇒ 成年被後見人等を資格等から一律に排除する欠格条項を削除、資格等に相応しい能力の有無を個別的・実質的に判断する仕組みへ(187法律)
 - ⇒ 施行日: 公布日、3月後(9月14日)、6月後(12月14日)
- ★ 欠格条項が規定されていた資格等の例
 - ⇒ 公務員(国家/地方)、警備員、NPO法人の役員、建設業の許可・・・

★ 改正イメージ

※下線部分は改正部分

改正後	改正前
第〇条 次の各号のいずれかに該当する者には、××の免許を与えない。 <u>二 心身の故障により□□の業務を適正に行うことができない者として△△省令で定めるもの</u> 二～四 (略)	第〇条 次の各号のいずれかに該当する者には、××の免許を与えない。 二 <u>成年被後見人又は被保佐人</u> 二～四 (略)

成年被後見人等に係る欠格条項の見直し

★ 欠格条項の問題点に関する指摘

- ⇒ ノーマライゼーション等を基本理念とする成年後見制度を利用することで、逆に資格等から排除されるのは疑問
- ⇒ 同程度の判断能力であっても、制度の利用者のみが資格等から排除されるのは不合理
- ⇒ 数多くの欠格条項の存在が制度利用を躊躇させる要因の1つとなっている

★ 欠格条項の見直しに関する経緯、根拠

- ⇒ 成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28年5月施行)、成年後見制度利用促進基本計画(平成29年3月閣議決定)において、利用促進の施策の1つとして、欠格条項の見直しが明記

都道府県・市町村に取り組んでいただきたいこと

★ 法改正に伴う条例・規則等の整備、個別審査の運用

- ⇒ 今回の改正の趣旨を踏まえ、成年被後見人等が実質的に排除されることのないよう留意
- ⇒ 障害者権利条約、障害者差別解消法の趣旨を踏まえ、必要な環境整備や合理的配慮の提供についても適切な対応

★ 条例に基づく欠格条項の見直し

- ⇒ 今回の法改正の趣旨を踏まえ、条例上の成年被後見人等に係る欠格条項について、その見直しを含めた適切な対応を検討

- ※ 内閣府ホームページに要綱、案文、理由、新旧対照条文、参照条文を掲載
<https://www.cao.go.jp/houan/196/index.html>

中核機関・権利擁護センター等において 取り組んでいただきたいこと

- ★ 説明会・セミナー等において、必要に応じ、今回の法改正について説明

- ★ 個別ケースの相談対応や支援において、欠格条項がなくなったことを踏まえた適切な対応をとることができるよう、職員等への十分な周知

- ★ 場合により、使用している成年後見制度等に関するパンフレット・説明資料等の修正

- ※ 今回の欠格条項の見直しに関しては、当室から発行しているニュースレター（第17号・7月3日発行）もご参照

- ※ 当室のホームページ

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202622.html>

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の概要

成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28年法律第29号)に基づく措置として、成年被後見人及び被保佐人(成年被後見人等)の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、成年被後見人等に係る欠格条項その他の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための措置を講ずる。

【改正内容】

成年被後見人等を資格・職種・業務等から一律に排除する規定等(欠格条項)を設けている各制度について、心身の故障等の状況を個別的、実質的に審査し、各制度ごとに必要な能力の有無を判断する規定(個別審査規定)へと適正化するとともに、所要の手續規定を整備する(180法律程度)。

(1)公務員等 : 国家公務員法、自衛隊法等

⇒原則として現行の欠格条項を単純削除。

※現行制度において、採用時に試験や面接等により適格性を判断し、その後、心身の故障等により職務を行うことが難しい場合においても病気休職、分限などの規定が既に整備されている。

(2)士業等 : 弁護士法、医師法等

⇒原則として現行の欠格条項の削除を行い、併せて個別審査規定を整備。なお、就任時に試験や個別審査規定により適格性を判断し、その後、心身の故障等により職務を行うことが難しい場合の登録の取消しなどの規定が既に整備されている場合、現行の欠格条項を単純削除。

(3)法人役員等 : 医療法(医療法人)、信用金庫法(信用金庫)等

⇒原則として役員の欠格事由から成年被後見人等を削除し、併せて個別審査規定を整備。なお、個別審査規定が既に整備されている場合、役員の欠格事由から成年被後見人等を単純削除。

(4)営業許可等 : 貸金業法(貸金業の登録)、建設業法(建設業の許可)等

⇒原則として現行の欠格条項の削除を行い、併せて個別審査規定を整備。なお、個別審査規定が既に整備されている場合、現行の欠格条項を単純削除。

(5)法人営業許可等 ⇒ 上記(4)と同様

- 【施行期日】 ①欠格条項を削除するのみのもの→原則として公布の日
②府省令等の整備が必要なもの→原則として公布の日から3月
③地方公共団体の条例等又はその他関係機関の規則等の整備が必要なもの→原則として公布の日から6月
④上記により難しい場合→個別に定める日 ※建築士法:令和元年12月1日

※本法律は、平成30年3月13日に提出し、第196回常会及び第197回臨時会において、衆・内閣委員会の継続審議とされ、第198回常会において令和元年6月7日に成立した。

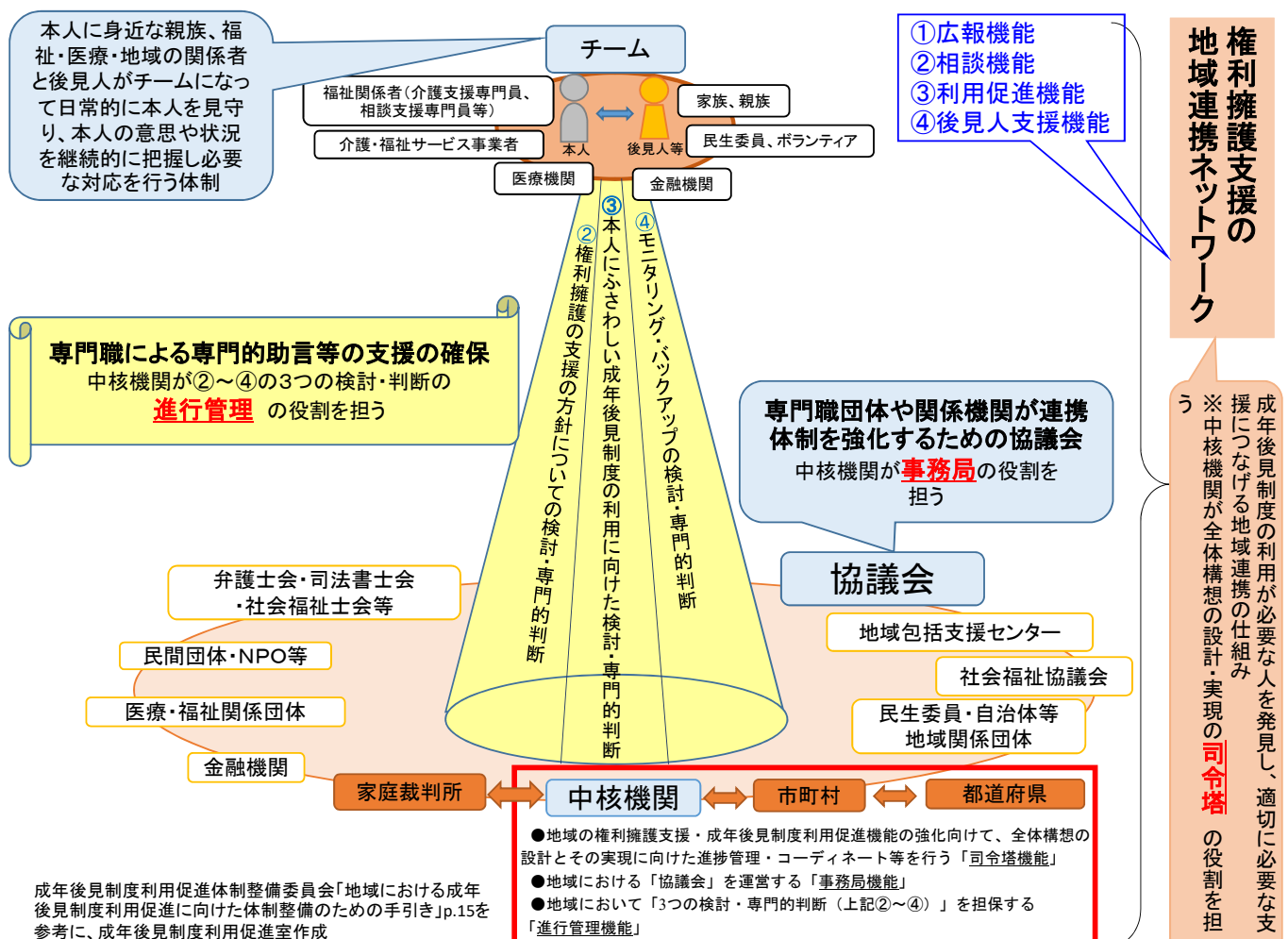
成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の概要

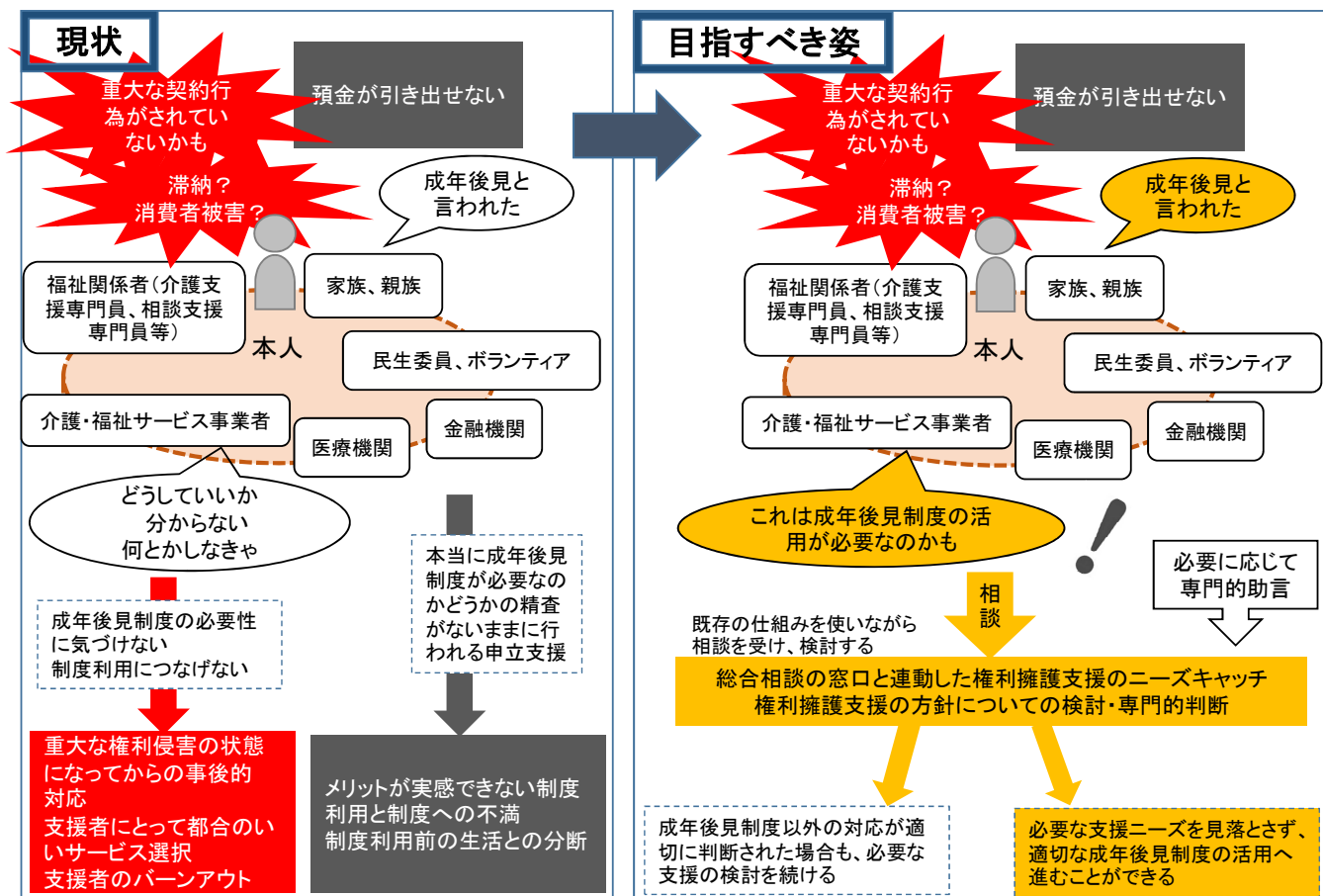
附帯決議(参議院・内閣委員会)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一 成年後見制度の利用促進を図るため、地域連携ネットワークの整備等、同制度の利用者や親族後見人等を支援する体制を構築することにより、利用者の意思決定支援・権利擁護及び不正の発生の未然防止を図るとともに、制度の運用上の課題の把握・開示、関係機関における情報共有など、制度の透明性を高めるよう努めること。
- 二 成年後見制度を、同制度の利用者がメリットを実感できるものとするため、高齢者及び障害者の特性に応じた意思決定支援の在り方などを始めとした制度全般の運用等に係る検討において、高齢者及び障害者の意見が反映されるようにすること。
- 三 成年後見人等の事務の監督体制を強化し、成年被後見人等による不正行為の防止をより実効的に行うため、家庭裁判所、関係行政機関及び地方公共団体における必要な人的体制の整備その他の必要な措置を十分に講ずること。
- 四 市区町村が実施する成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本計画の策定や、地域連携ネットワークの構築に資する中核機関の整備などの取組に対し、適切な支援を講ずること。
- 五 障害者の権利に関する条約第十二条の趣旨に鑑み、成年被後見人等の自己決定権が最大限尊重されるよう、現状の問題点の把握を行い、それに基づき、必要な社会環境の整備等を図ること。
- 六 障害者の権利に関する条約第三十九条による障害者の権利に関する委員会からの提案及び一般的な性格を有する勧告が行われたときには、障害者を代表する団体の参画の下で、当該提案及び勧告に基づく現状の問題点の把握を行い、関連法制度の見直しを始めとする必要な措置を講ずること。
- 七 成年後見制度利用促進専門家会議等を始めとして、障害者の権利に関する条約の実施及びその監視に当たっては、同条約第四条第三項及び第三十三条第三項の趣旨に鑑み、障害者を代表する団体の参画を一層推進していくこと。
- 八 障害者を代表する団体からの聴き取り等を通じて成年被後見人、被保佐人及び被補助人の制度利用に関する実態把握を行い、保佐及び補助の制度の利用を促進するため、必要な措置を講ずること。
- 九 本法による改正後の諸法において各資格等の欠格事由を省令で定めるとされている場合には、障害者の権利に関する条約や障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律に抵触することのないようにするとともに、その制定に当たっては、障害者の意見が反映されるようにすること。
- 十 障害者の社会参加におけるあらゆる社会的障壁の除去のための合理的配慮の提供について今後も検討を行うこと。
- 十一 本法成立後も「心身の故障」により資格取得等を認めないことがあることを規定している法律等について、当該規定の施行状況を勘案し今後も調査を行い、必要に応じて、当該規定の廃止等を含め検討を行うこと。

参考資料

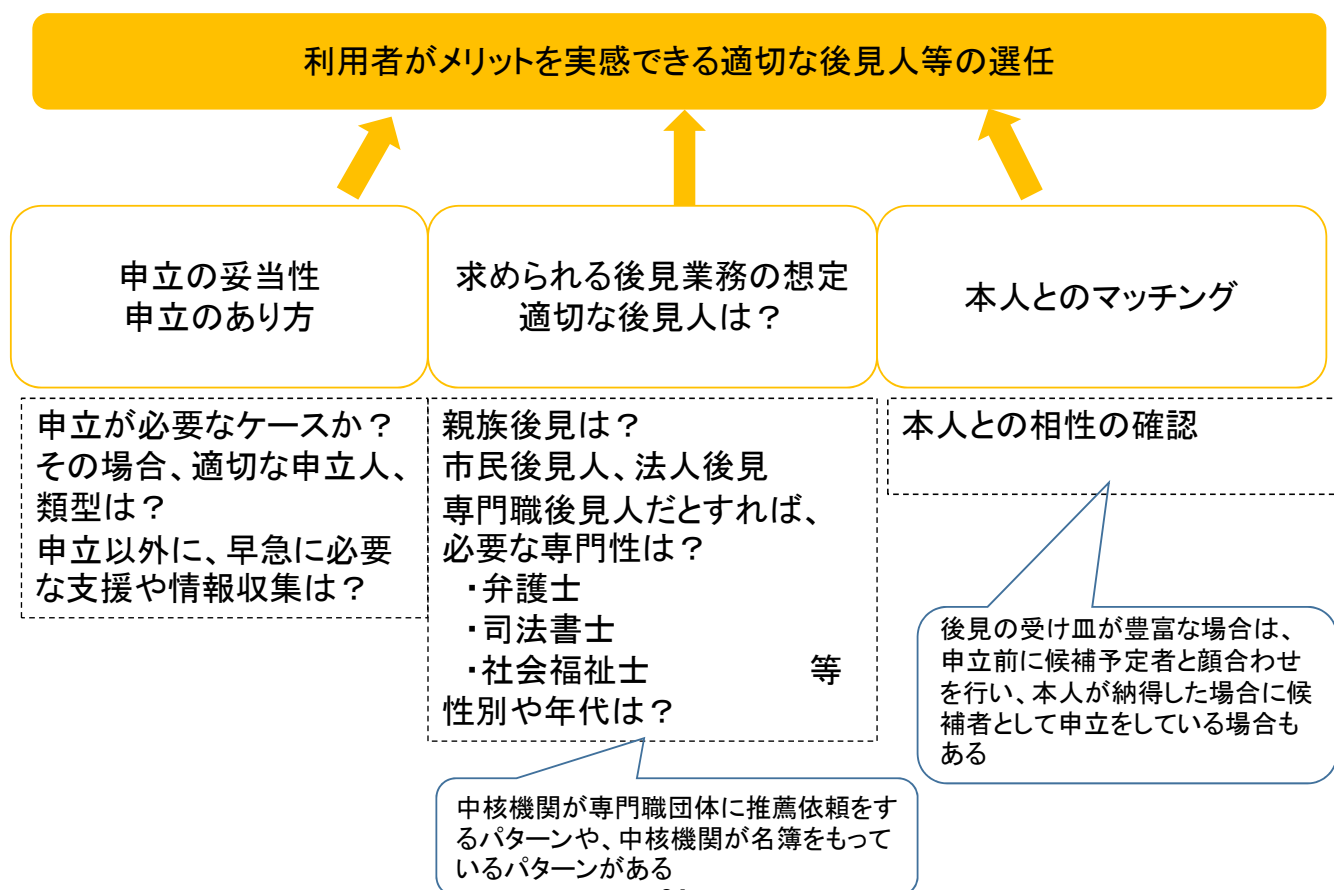
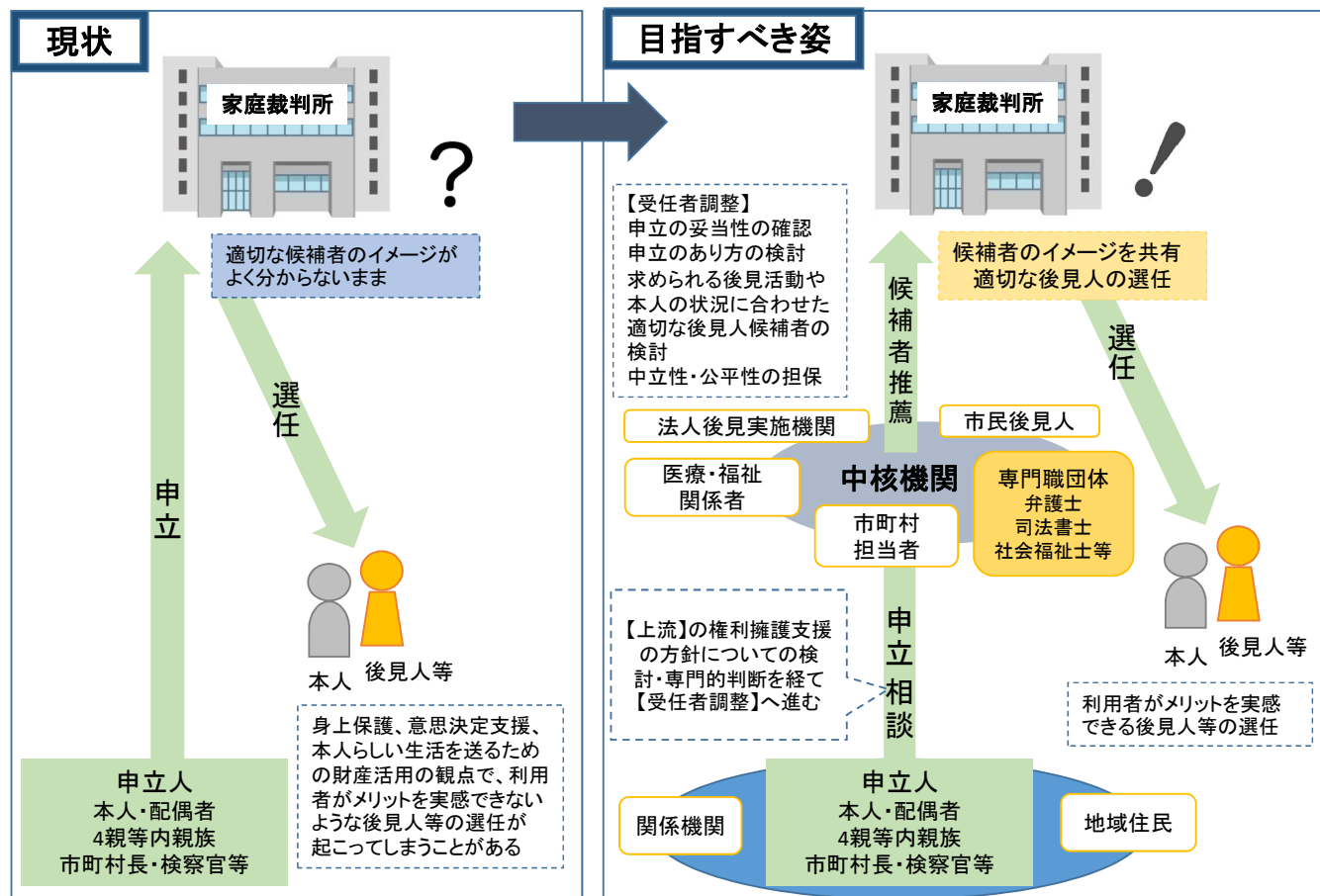




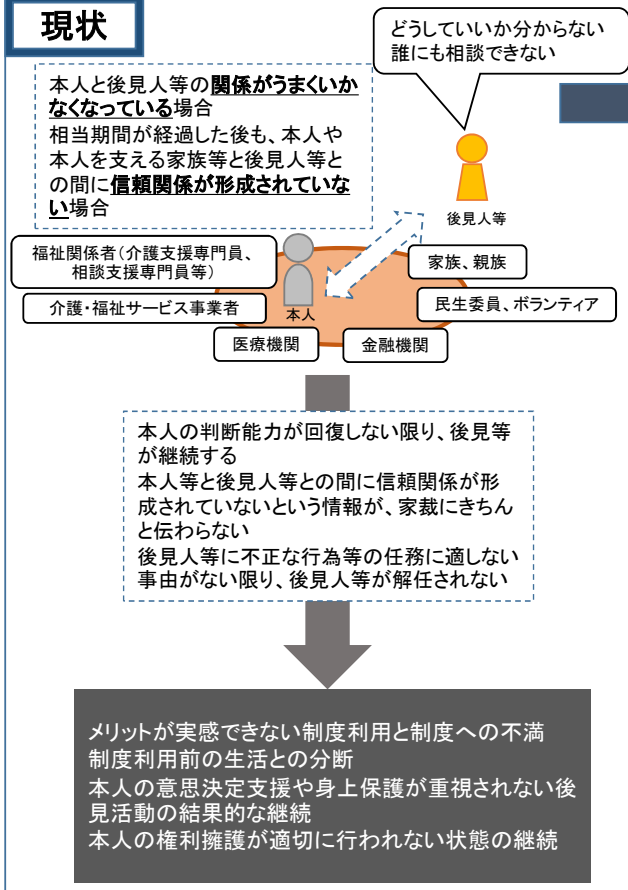
◆中核機関が実施する定例の検討会議に、市町村や地域包括支援センター、基幹相談支援センター、相談支援事業所、ケアマネジャーが事例を提出し、権利擁護支援について協議する

◆地域包括支援センターや基幹相談支援センター、相談支援事業所のケース検討の会議(コアメンバー会議等)に中核機関が加わり、権利擁護支援について協議する

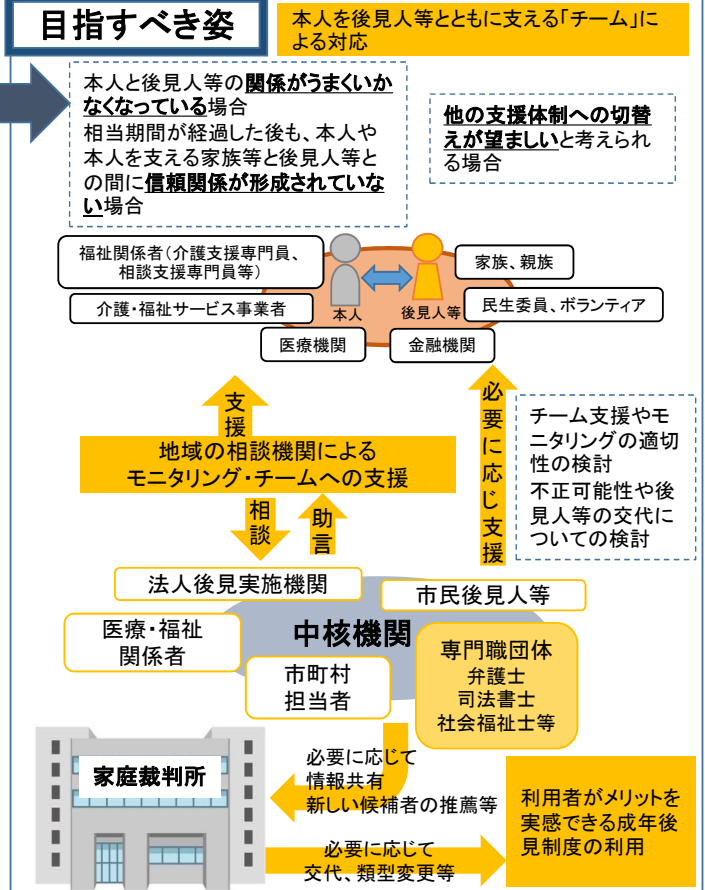
➤広域設置の中核機関の場合、一次相談は市町村や地域包括支援センター等が担い、一次相談窓口の職員からの相談を中核機関が受けている場合もある



現状



目指すべき姿



◆中核機関や地域包括支援センター等による、チームへの後見人等加入支援、バックアップ・モニタリング

- 後見人等とチームの顔合わせを支援する(バックアップ)
- 後見人加入後のチームによる本人支援がうまくいっているかどうか、支援状況を確認する(モニタリング)

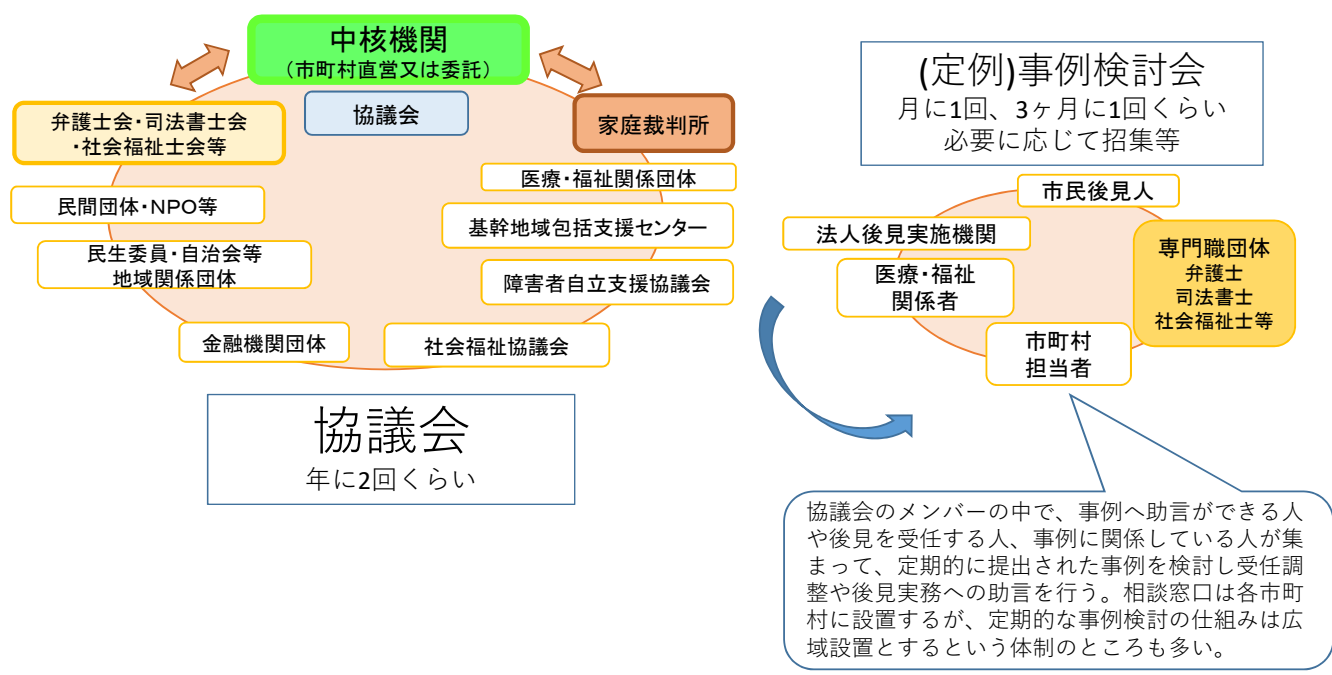
◆チームによる本人への支援

- 介護支援専門員や相談支援事業所職員が、既存の会議(サービス担当者会議等)を活用して、後見人等とともに本人を支援する

◆チームによる支援が難航する場合、中核機関は相談を受けて専門的助言を実施。必要に応じて家庭裁判所と情報を共有

- 後見人等による不正の可能性がある場合には、早急に家庭裁判所に情報共有
- 必要に応じて適切な後見人等への交代に向けた検討を行い、新たな候補者推薦を行う。中核機関と家庭裁判所との情報共有の結果、家庭裁判所が必要に応じて交代を実施

受任調整や後見人支援を行う事例検討会



※このことに取り組むことで、信頼できる人に後見人等を担ってもらうことができる

成年後見制度利用促進専門家会議 委員

成年後見制度利用促進法第13条2項に基づき、専門家会議を発足。

○ 委員	新井 誠	中央大学法学部教授、日本成年後見法学会理事長
委員	池田 恵利子	社会福祉士、あい権利擁護支援ネット代表理事 日本成年後見法学会副理事長
委員	伊東 香織	岡山県倉敷市長
委員	海野 芳隆	静岡県社会福祉協議会生活支援部参事兼地域福祉課長
◎ 委員	大森 彌	東京大学名誉教授、 特定非営利活動法人地域ケア政策ネットワーク代表理事
委員	上山 泰	新潟大学法学部教授
委員	川口 純一	司法書士、成年後見センター・リーガルサポート副理事長
委員	河村 文夫	東京都奥多摩町長
委員	久保 厚子	全国手をつなぐ育成会連合会会長
委員	櫻田 なつみ	日本メンタルヘルスパイアサポート専門員研修機構
委員	新保 文彦	JDDnet（日本発達障害ネットワーク）政策委員
委員	住田 敦子	NPO法人尾張東部成年後見センター長
委員	瀬戸 裕司	医師、日本精神神経学会、ゆう心と体のクリニック院長
委員	土肥 尚子	弁護士、東京弁護士会高齢者・障害者の権利に関する特別委員会委員
委員	野澤 和弘	毎日新聞論説委員、社会保障審議会臨時委員
委員	花俣 ふみ代	認知症の人と家族の会副代表理事
委員	原田 正樹	日本福祉大学学長補佐
委員	水島 俊彦	弁護士、法テラス埼玉法律事務所
委員	手嶋 あさみ	最高裁判所事務総局家庭局長
委員	山野目 章夫	早稲田大学大学院法務研究科教授
◎委員長	○委員長代理	

第1回 平成30年7月2日 第2回 平成31年3月18日 第3回 令和元年5月27日（予定）

第1回 成年後見制度利用促進専門家会議(平成30年7月2日)

第1回 議事

- (1)成年後見制度利用促進専門家会議の運営について
- (2)成年後見制度の利用の促進に関する施策の進捗状況

資料1-成年後見制度利用促進専門家会議 委員名簿

資料2-成年後見制度の利用の促進に関する法律

資料3-成年後見制度利用促進会議の設置について

資料4-成年後見制度利用促進専門家会議の設置について

資料5-成年後見制度利用促進専門家会議運営規則(案)

資料6-成年後見制度利用促進専門家会議の今後の進め方について(案)

資料7-成年後見制度利用促進基本計画を踏まえた取組の進捗について

資料8-成年後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律案の概要

資料9-成年後見における預貯金管理に関する勉強会報告書

資料10-成年後見制度における診断書の見直しについて

資料11-医療現場における成年後見制度への理解及び病院が身元保証人に求める役割等の実態把握に関する研究報告

資料12-地域における成年後見制度利用促進に向けた体制整備のための手引き(概要)

資料13-認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン

資料14-障害福祉サービスの利用等に当たっての意思決定支援ガイドライン

資料15-大阪意思決定支援研究会 意思決定支援を踏まえた成年後見人等の事務に関するガイドライン

参考資料1-参照条文(促進法新旧)

参考資料2-成年後見制度利用促進基本計画

参考資料3-成年後見制度利用促進基本計画のポイント・概要

参考資料4-成年後見制度の現状

参考資料5-成年後見人等の権利に係る制限が設けられている制度の見直しについて(議論の整理)

参考資料6-成年後見制度利用促進ニュースレター

参考資料7-成年後見制度パンフレット(家庭裁判所)

第2回 成年後見制度利用促進専門家会議(平成31年3月18日)

第2回 議事

- (1)成年後見制度の利用の促進に関する施策の進捗状況等について
- (2)KPIの設定と平成31年度中間検証に向けた意見交換について

資料1 成年後見制度利用促進専門家会議 委員名簿

資料2 成年後見制度利用促進基本計画を踏まえた取組状況について

資料3 適切な後見人の選任のための検討状況等について

資料4 成年後見制度における診断書の改定及び本人情報シートの作成について

資料5 成年後見制度利用促進施策に係る取組状況調査結果(速報値)

資料6 成年後見制度利用促進の体制整備に向けた取組

資料7 成年後見制度利用促進関係平成31年度予算(案)

資料8 後見制度支援預貯金・後見制度支援信託導入状況

資料9 医療現場における成年後見制度への理解及び病院が身元保証人に求める役割等の実態把握に関する研究

資料10 認知症施策推進関係閣僚会議の推進体制等について

資料11 成年後見制度利用促進基本計画工程表とKPI(成果指標)の設定について

資料12 成年後見関係事件の概況

資料13 意思決定支援における関係機関等の役割と連携

参考資料1 成年後見制度の利用の促進に関する法律

参考資料2 成年後見制度利用促進基本計画のポイント・概要

参考資料3 成年後見制度利用促進基本計画

参考資料4 成年後見制度における診断書作成の手引・本人情報シート作成の手引・鑑定書作成の手引

参考資料5 成年後見制度利用促進施策に係る取組状況調査結果(詳細版)

参考資料6 「身元保証」がない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン

参考資料7 成年後見制度利用促進ニュースレター

第3回 成年後見制度利用促進専門家会議(令和元年年5月27日)

第3回 議事

- (1)成年後見制度の利用の促進に関する施策の進捗状況等について
- (2)KPIの設定と今後の施策、令和元年度中間検証に向けた意見交換について

- 資料1 適切な後見人の選任及び報酬付与の在り方に関する検討状況について
- 資料2 市町村成年後見制度利用促進基本計画策定の手引き(概要)
- 資料3 市町村・中核機関職員等のための研修プログラムの開発等について
- 資料4 中核機関等の整備の促進について
- 資料5 後見人等の意思決定支援の在り方に関する協議の状況について
- 資料6 成年後見人等に係る意思決定支援の研修の在り方等に関する研究事業
- 資料7 KPIとこれまでのご意見と今後の具体的施策等(検討事項)(案)について
- 資料8 認知症施策について
- 資料9 成年後見制度利用促進基本計画に係るKPI(案)(抜粋一覧)
- 資料10 委員提出資料

- 参考資料1 成年後見制度利用促進専門家会議 委員名簿
- 参考資料2 成年後見制度の現状(令和元年5月)
- 参考資料3 市町村成年後見制度利用促進基本計画策定の手引き
- 参考資料4 地域における成年後見制度利用促進に向けた実務のための手引き
- 参考資料5 成年後見制度利用促進ニュースレター